

第3次 高知県食の安全・安心推進計画

(案)

平成29年 月

高 知 県

目 次

第1章 新計画策定の考え方

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 4 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

第2章 食の安全・安心をめぐる課題

- 1 第2次計画の達成状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 2 食の安心をめぐる課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

第3章 計画の概要

- 1 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 2 食の安全・安心推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 3 計画を推進するための関係者の責務と役割・・・・・・・・・・・・・・8
- 4 第3次計画における重点取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
- 5 体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

第4章 食の安全・安心確保のための取組

- 1 生産から消費に至る食の安全・安心の確保
(1) 生産段階における安全・安心の確保
① 安全・安心な農産物（林産物を含む）の生産及び供給・・・・・・・・14
② 安全・安心な畜産物の生産及び供給・・・・・・・・・・・・・・16
③ 安全・安心な水産物の生産及び供給・・・・・・・・・・・・・・17
④ 生産出荷段階における農畜水産物の検査・・・・・・・・・・・・19
(2) 製造・加工・販売段階における安全・安心の確保
① HACCP による自主管理体制の推進及び支援・・・・・・・・・・22
② 食品営業者及び製造施設等に対する監視指導・・・・・・・・・・23
③ 食中毒予防・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
④ 流通食品の検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
(3) 消費段階における安全・安心の確保・・・・・・・・・・・・・・26
(4) 県民からの相談等による立入調査等・・・・・・・・・・・・・・26
(5) 認証制度の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
(6) 調査研究等の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
- 2 食品に関する正確な情報の提供
(1) 適正な食品表示の確保
① 関係法令に基づく食品表示の監視指導・・・・・・・・・・・・・・31
② 食品表示に関する普及啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
(2) トレーサビリティシステムの推進・・・・・・・・・・・・・・34
(3) 食品の安全性に関する情報の収集及び提供・・・・・・・・・・・・34
- 3 食の安全・安心を確保するための相互理解と信頼関係の確立
(1) 危機管理体制の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
(2) 食育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
(3) 食の安全・安心に取り組む農林水産物の PR 及び支援・・・・・・・・38
(4) 行政、食品関連事業者、消費者間の情報及び意見の交換、相互理解・・・・40
(5) 関係機関や関係団体等との連携及び協働・・・・・・・・・・・・41

参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42

相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・52

第1章 新計画策定の考え方

1 計画策定の趣旨

県では、食は生命の根源であり、その安全・安心が確保されることは、県民の健康を守るうえで最も重要であるとの認識から、その法制的な枠組みとして「高知県食の安全・安心推進条例」（以下「条例」という。）を平成17年10月に制定し、食の安全・安心の確保に関する施策推進の基本理念等を定めました。

条例に基づき、平成19年2月に「高知県食の安全・安心推進計画」（平成19年度～平成23年度）を、平成24年4月には「第2次高知県食の安全・安心推進計画」（以下「第2次計画」という。）（平成24年度～平成28年度）を策定し、食に関わるすべての関係者が連携・協働し、生産から流通、消費に至る一貫した食品の安全性の確保を推進することにより、県民が、健康で安全な食生活を営み、さらに誰もが安心して食生活を送ることができるよう総合的かつ計画的に取り組んできました。

一方で、全国的には腸管出血性大腸菌による重篤な食中毒の発生や冷凍食品への意図的な農薬混入など、食の安全・安心を脅かす事案が依然として後を絶たず、県民の食の安全性に対する不安が解消されたとは言えない状況にあります。

このたび、第2次計画の計画期間が終了することから、これまでの取組で得た成果や課題を踏まえ、新しく「第3次高知県食の安全・安心推進計画」（以下「第3次計画」という。）を策定するものです。

2 計画の位置づけ

この計画は、条例第7条の規定に基づき、食の安全・安心の確保に関する施策の目標及び方向、内容について定めるもので、食品安全基本法第7条に則るものです。

なお、計画を定めるに当たっては、県民からの意見を反映させるとともに、食の安全・安心の確保に関する施策について調査審議するため、知事の附属機関として消費者、生産者・事業者、学識経験者で組織された「高知県食の安全・安心推進審議会」の意見を伺って策定しました。

3 計画の期間

第3次計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。ただし、食の安全・安心をめぐる社会情勢の変化などにより、計画の変更が必要になった場合は必要に応じて見直しを行います。

4 計画の進行管理

この計画の推進に当たっては、高知県食の安全・安心推進審議会においてご意見をいただきながら、取組や目標の達成状況などについて進行管理を行います。

また、進行管理状況については、県のホームページで公表していきます。

第2章 食の安全・安心をめぐる課題

1 第2次計画の達成状況

第2次計画では、「食の安全・安心確保のための基盤づくり」、「食の安全・安心対策の推進」、「安全・安心な食品の生産及び供給の支援」、「食の安全・安心を確保するための相互理解と協働の推進」の4つを基本の柱とし、全庁的に連携して取り組んできました。

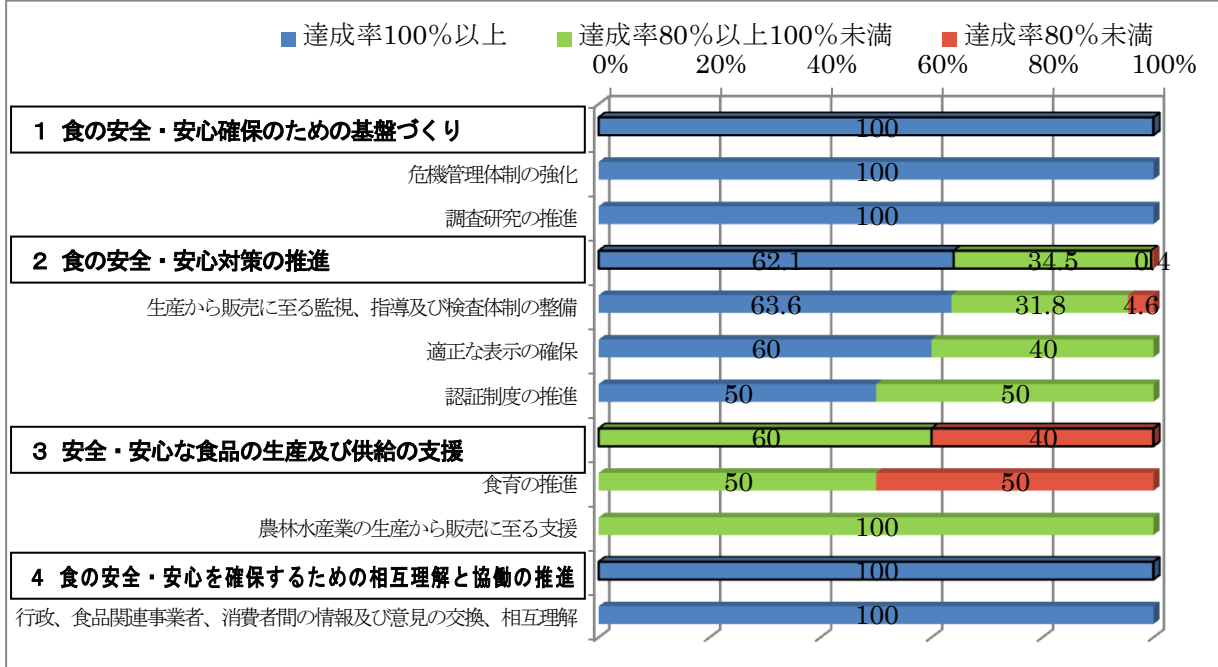
この5年間の取組による主な成果と見えてきた課題は、次表のとおりです。

基本の柱と取組	主な成果と課題
<p>1 食の安全・安心確保のための基盤づくり</p> <p>(1) 危機管理体制の強化 (2) 調査研究の推進</p>	<p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練実施や危機管理情報の共有による体制の定着化 ・ 県内養鶏場における高病原性鳥インフルエンザの発生なし ・ 土着天敵を活用した IPM 技術体系の再構築、品目ごとの新たな天敵利用技術が確立 ・ 湿度制御による病害防除技術 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 病害を対象とした IPM 技術の開発 ・ HACCP に関する監視指導技術の習得
<p>2 食の安全・安心対策の推進</p> <p>(1) 生産から販売に至る監視、指導及び検査体制の整備</p> <p>①生産段階における安全・安心の確保 ②製造・加工・販売段階における安全・安心の確保 ③食品等の検査及び検査体制の充実</p> <p>(2) 適正な表示の確保 (3) 認証制度の推進 (4) 県民からの相談等による立入調査</p>	<p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農薬事故の発生低下 ・ 天敵導入農家の増加（ナス類、ピーマン・シシトウなど）、世界的にもまれな土着天敵利用技術の普及拡大 ・ 優良衛食品質管理市場に県内3市場認定 ・ 食品表示関係課の連携による指導及び情報共有の促進 ・ 新たな県版 HACCP 認証制度がスタート <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設キュウリ及び施設カンキツにおける虫害版 IPM 技術組立と普及及び病害版 IPM 技術の開発と普及 ・ 産地レベル向上に向けた GAP 導入の推進 ・ 食中毒対策 ・ 食品表示法に基づく表示制度の啓発 ・ 食品流通の広域化、食品衛生のグローバル化に対応するため、HACCP 導入を推進
<p>3 安全・安心な食品の生産及び供給の支援</p> <p>(1) 食育の推進 (2) 農林水産物の生産から販売に至る支援</p>	<p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 官民協働（量販店、ヘルスメイト、行政）による食育の推進 ・ 「高知の食べものいっぱい入っちゃう日」（地場産物 50%以上の献立）の実施 ・ 県外量販店等でのイベント実施により、本県園芸品の知名度向上や、「高知フェア」の回数が増加 ・ 水産物の鮮度管理技術の普及により、漁獲物の品質向上 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 朝食を必ず食べる児童生徒の割合が目標値を下回っている ・ 学校給食の地場産物活用実績が減少傾向 ・ 「伝承人」活動を継承する人材の発掘・育成 ・ 漁業者の自主的な鮮度管理実践に向けた啓発
<p>4 食の安全・安心を確保するための相互理解と協働の推進</p> <p>(1) 行政、食品関連事業者、消費者間の情報及び意見の交換、相互理解 (2) 関係機関や関係団体等との連携及び協働</p>	<p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供、意見交換による理解促進と安心の確保 ・ 関係機関との連携による貝毒発生時の健康被害防止 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品リスクに対する情報不足や誤解

個別に目標値を設定し取組んできた37項目については、平成28年度末見込みによる評価を行いました。

基本の柱と取組ごとに、達成率が100%以上の項目、80%以上100%未満の項目、80%未満の項目の占める割合をまとめたものが、次図です。

取組ごとの達成状況



目標を80%以上達成している項目が全体の90%となっており、概ね目標を達成することができたと思われます。ただし、「3 安全・安心な食品の生産及び供給の支援」については、達成率80%に達することのできなかった項目が40%あり、今後も継続して取組むことが求められます。

(参考) 個別目標達成率

<p>1 食の安全・安心確保のための基盤づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 鳥インフルエンザ監視(立入検査) ◎ 鳥インフルエンザ監視(モニタリング) ◎ 貝毒発生検査モニタリング ◎ 食品衛生に関する研修会 <p>2 食の安全・安心対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 農取法違反による出荷自粛 ○ 生産履歴の記帳率 ○ マイナ作物の農薬登録データ作成 ○ 県版 GAP (生産者版) 実施率 ○ 県版 GAP (集出荷場版) 実施率 ◎ 生物的防除資材の普及率 ◎ 産業動物診療獣医師に対する指導率 ◎ 畜産農家に対する飼料添加物等の適正使用の指導率 ◎ 自衛防疫(ワクチン接種)実績 ◎ 牛の飼養農家に対する耳標装着等の指導率 ◎ 食品衛生監視指導計画の監視指導達成率 ◎ 食品営業者等対象食品衛生講習会 ○ 食品衛生指導員による巡回指導 ○ 広報媒体等による普及啓発 ◎ 消費者対象食品衛生講習会 △ 食中毒発生件数 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 生産・出荷段階の残留農薬検査数 ◎ BSE 検査 ○ 食品衛生監視指導計画に基づく食品検査率 ◎ と畜場搬入牛の BSE 検査率 ◎ 合同の食品表示監視指導 ◎ 食品表示ウォッチャー数 ◎ 合同の食品表示研修会 ○ 食品衛生講習会時の表示に関する普及啓発 ○ 園芸連主要品目におけるエコシステム栽培登録農家戸数 ◎ 食品衛生管理認証施設数 <p>3 安全・安心な食品の生産及び供給の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 朝食を必ず食べる児童生徒の割合 ○ 農林漁業体験学習取組市町村の割合 △ 学校給食における地場産物の活用 △ 土佐の料理传承人選定数 — 食育に関心を持っている県民の割合 ○ 直販所「安心係」配置割合 <p>4 食の安全・安心を確保するための相互理解と協働の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 意見交換会の開催
---	--

◎ : 達成率 100%以上
 ○ : 達成率 80~100%
 △ : 達成率 80%未満
 — : 客観的評価未実施

2 食の安心をめぐる課題

第2次計画の期間中においては、右枠のとおり食の安全・安心を脅かす事件・事故の発生がありました。

冷凍食品への農薬混入事件は、緊急に健康被害を防止する必要があったことから、購入者への喫食禁止の呼びかけと購入品の検査を行いました。

また、平成23年3月に発生した福島第一原子力発電所事故に伴う食品の放射性物質汚染に対しては、継続して県内で流通

する食品の放射性物質検査を定期的に行い、県及び高知市のホームページで公表しています。

<食の安全・安心を取り巻く状況と変化>

1 食の安全・安心を脅かす事件・事故の発生

- ・福島第一原発の事故による食品の放射性物質汚染
- ・腸管出血性大腸菌による重篤な食中毒発生
- ・飲食店等のメニューにおける不適正表示
- ・冷凍食品への意図的な農薬混入
- ・廃棄食品の不正転売
- ・異物混入による自主回収

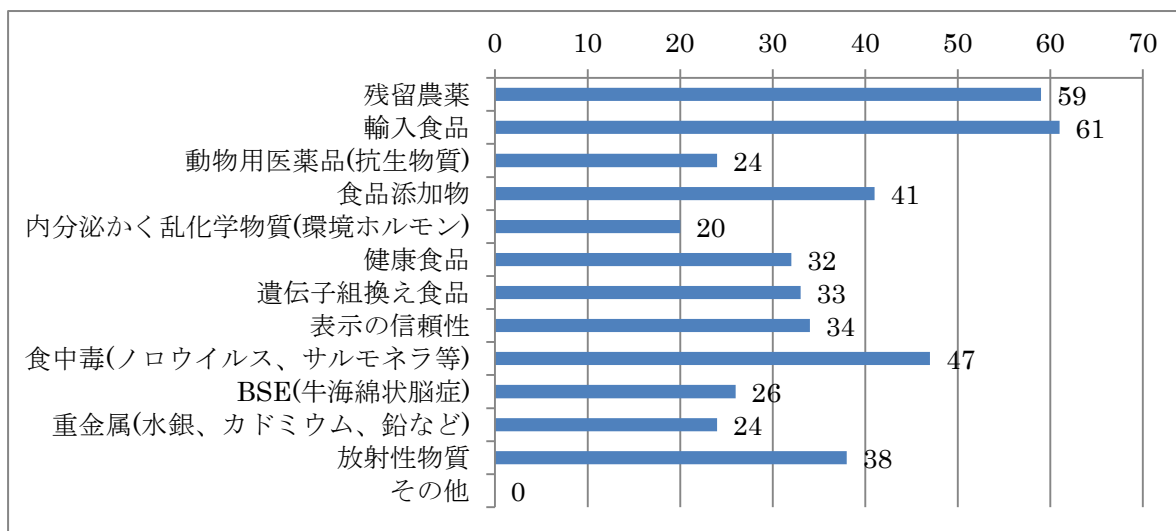
2 社会情勢の変化

- ・国際的衛生管理手法「HACCP」制度化に向けた動き
- ・食品表示法施行
 - －栄養成分表示の原則義務化
 - －機能性表示食品制度がスタート
- ・食品流通の広域化、グローバル化による影響の拡大化
- ・TPP参加を視野にした輸出入増大への関心の高まり

食の安全・安心についての意識調査

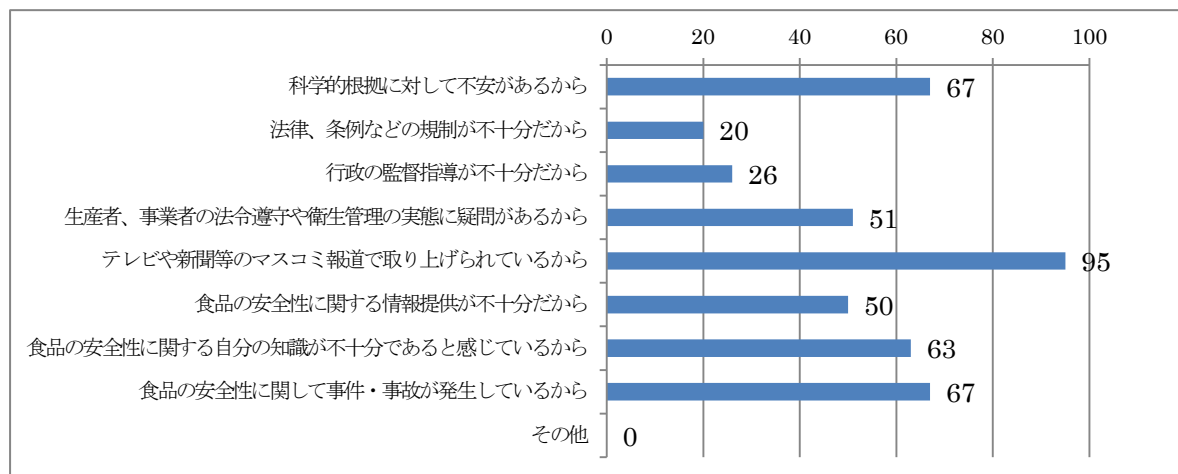
食の「安心」を得るためには、不安の解消や、信頼の確立が求められます。そういった食の安全・安心をすすめるうえでの課題を探るため、平成28年度のリスクコミュニケーション参加者を対象にアンケート調査を行いました。(実施時期：平成28年7月～10月／対象者：消費者、学生、食品関連事業者等県民68名)

①不安を感じる項目（複数回答、選択数の制限なし）



不安を感じる項目として、「輸入食品」「残留農薬」「食中毒」の3つが上位を占めています。また、福島原発事故から5年以上経過しましたが、放射性物質に対する不安が多いことが伺えます。

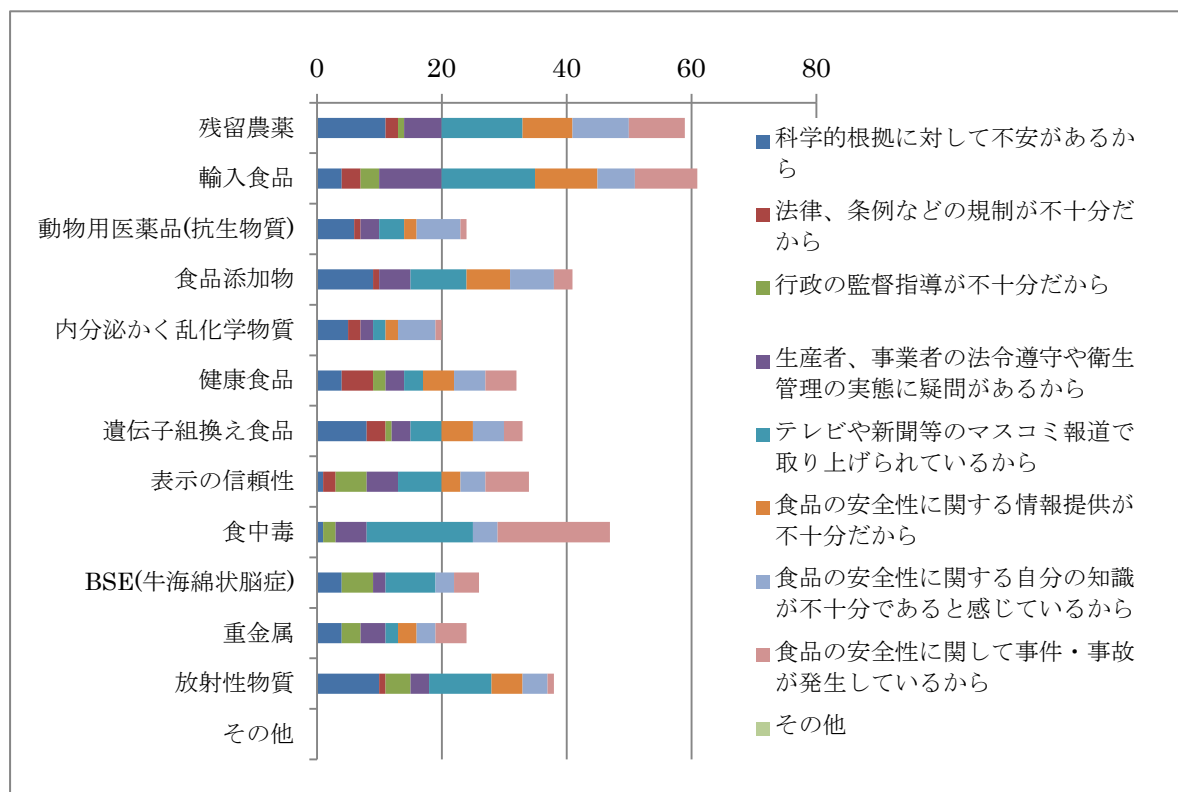
②不安を感じる理由（複数回答、選択数の制限なし）



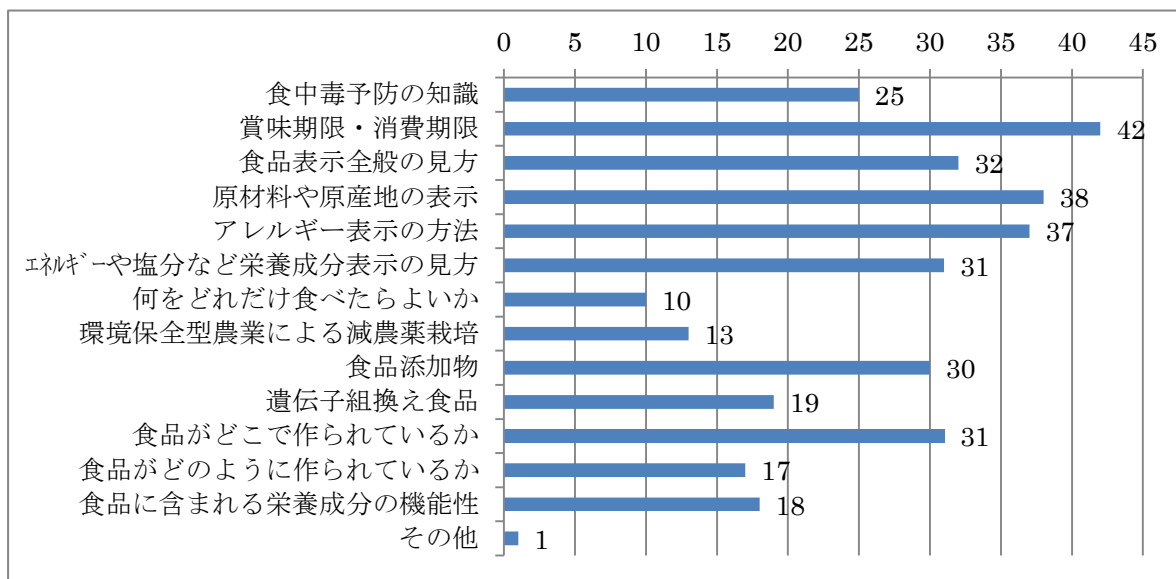
不安を感じる理由としては、「テレビや新聞等のマスコミ報道で取り上げられているから」が最も多く選択されています。

一方、「食品の安全性に関する情報提供が不十分」や「自分の知識が不十分」、また、「科学的根拠に対して不安があるから」も多く選ばれており、「分からないこと」に対する不安の解消が求められていることから、食の安全に関する正確な情報に対するニーズが高いことが示唆されます。

（参考）不安を感じる項目とその理由（①及び②のクロス集計）



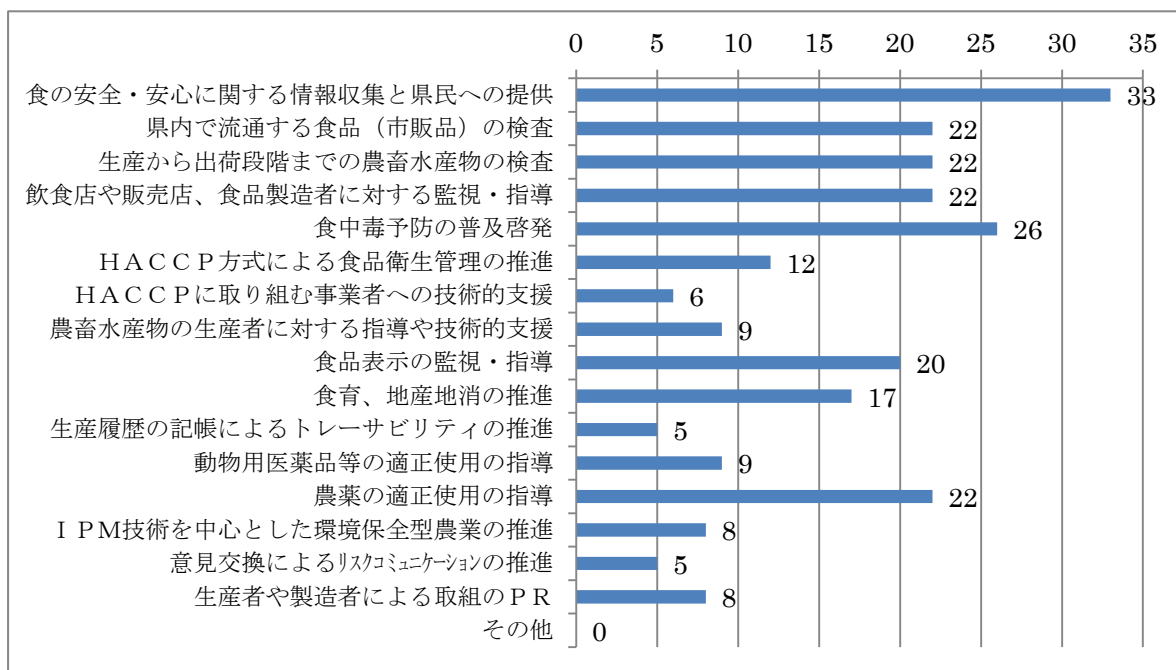
③食品を選ぶ際に必要だと思う情報（複数選択、選択数の制限なし）



平成 27 年度から新たに食品表示法が施行され、従来の食品表示に関するルールが一元化されました。食品表示により、その食品の情報が生産・製造・加工者から消費者に伝わることは、食の安全・安心をすすめるうえで重要です。

アンケート結果から、利活用方法に対するニーズが高くなりましたので、適正な表示の普及啓発と消費者への情報提供は、車の両輪として取組むことが求められます。

④食の安全のための取組として必要だと思うもの（複数回答、1人3つまで選択）



必要な取組として、「食の安全・安心に関する情報収集と県民への提供」が最も多く挙げられています。この結果は「②不安を感じる理由」と関連したものとなっています。

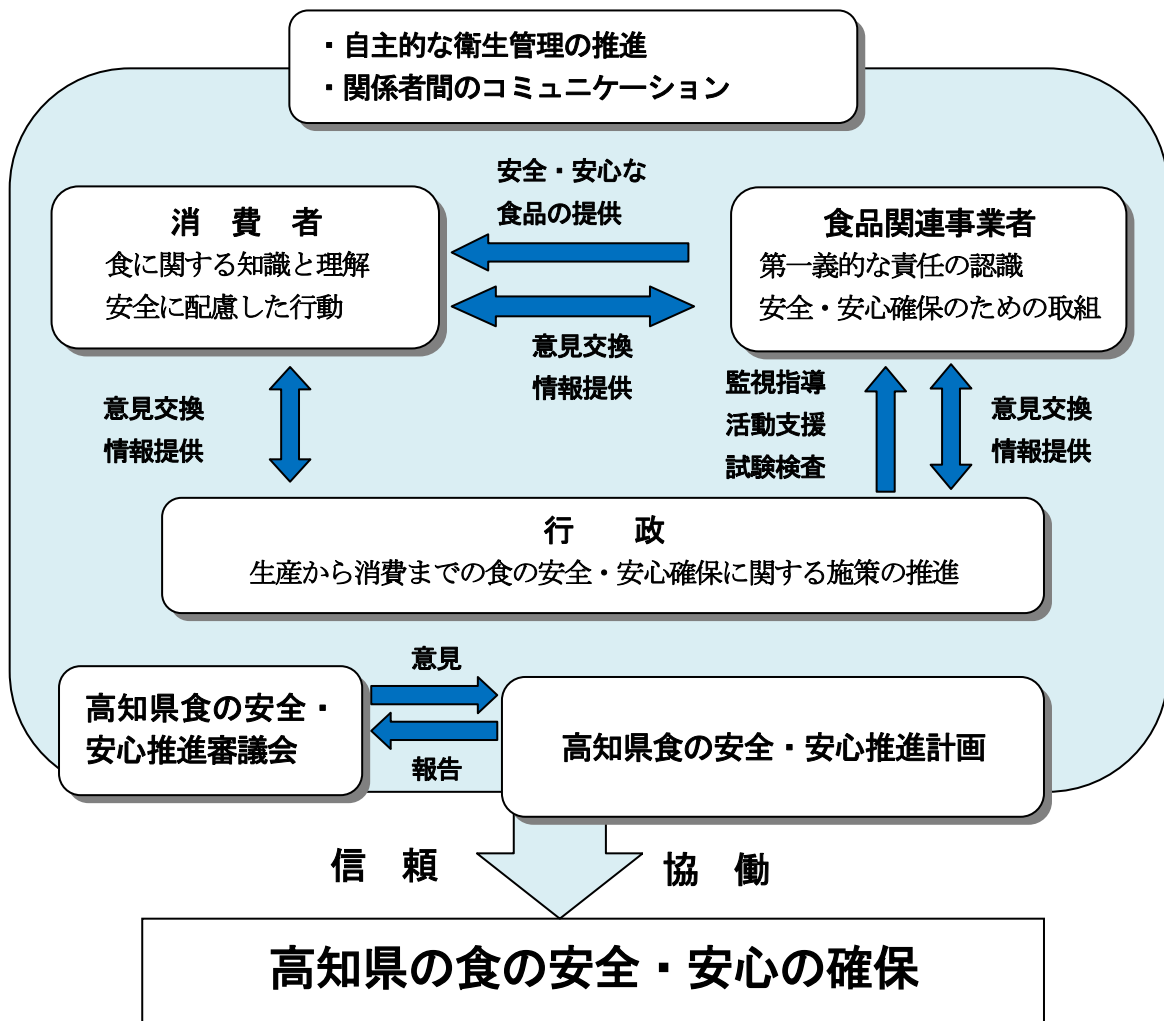
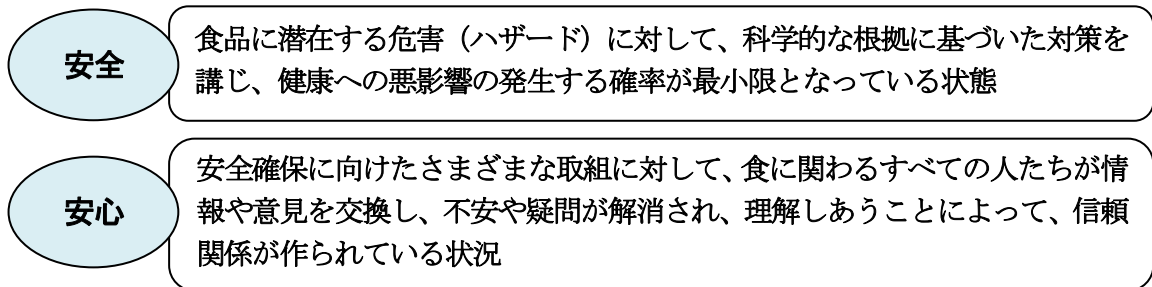
第3章 計画の概要

1 基本的な考え方

- ① 県民の健康の保護が最も重要であるという視点に立った食の安全・安心の確保
- ② 生産から消費までの一貫した食の安全・安心の確保
- ③ 行政、食品関連事業者、消費者等すべての関係者の相互理解と協働による食の安全・安心の確保

2 食の安全・安心推進体制

食の「安全」と「安心」とは



3 計画を推進するための関係者の責務と役割

(1) 行政の責務

行政は、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

行政の主な責務

- ◇ 生産から販売に至る一連の行程における食品関連事業者の指導・支援
- ◇ 環境保全型農業の推進（IPM、GAP）
- ◇ 残留農薬、食品添加物や食品の規格基準などの検査の実施
- ◇ HACCP 導入などの自主的な食品衛生管理の支援
- ◇ 適正な表示の監視・指導
- ◇ 県産食品の認証制度の推進
- ◇ 食品についての相談、申出に対する適切な対応
- ◇ 食育、地産地消の推進
- ◇ 食の安全・安心に関する情報の収集と県民への提供
- ◇ 消費者、食品関連事業者とのリスクコミュニケーションの推進
- ◇ 危機管理体制の強化
- ◇ 調査研究の推進

(2) 食品関連事業者（生産者・事業者等）の責務及び役割

食品関連事業者は、消費者に信頼される安全・安心な食品の生産・供給について第一義的責任を有していることを認識し、自主的に食の安全・安心の確保に取り組めます。

食品関連事業者の主な責務及び役割

- ◇ 農薬や動物用医薬品、食品添加物などの適正な使用
- ◇ 環境への負荷を軽減する農業の推進
- ◇ 農薬・動物用医薬品の出荷前残留検査の実施
- ◇ 生産履歴の記帳によるトレーサビリティの推進
- ◇ GAP、HACCP による自主的な生産・衛生管理の推進
- ◇ 食品の自主検査の実施
- ◇ 安全な原材料の使用
- ◇ 食品の安全性の確保、衛生管理の徹底
- ◇ 適正な表示の実施
- ◇ 食の安全についての学習の実施
- ◇ 消費者、行政とのリスクコミュニケーションの推進

(3) 消費者の役割

消費者は、食の安全・安心の確保に関する知識と理解を深めるとともに、食の安全・安心の確保に関する施策について意見を表明するように努めます。

消費者の主な役割

- ◇ 農林水産物の生産から流通に関する正しい理解
- ◇ 食品表示や安全情報の活用
- ◇ 家庭での食品衛生管理の実践
- ◇ 地産地消や食育の推進
- ◇ 食品関連事業者、行政とのリスクコミュニケーションへの参加

4 第3次計画における重点取組

第3次計画においては、これまでの取組から明らかになった課題や県民の意識、食の安全・安心を取り巻く状況と社会情勢の変化等に的確に対応していくことが求められます。

そのため、高知県産食品のブランド力向上や消費・販路拡大につなげていく取組のほか、食の不安を解消させる取組など以下の4項目について重点的に推進し、より一層食の安全・安心を確保していきます。



環境保全型農業の推進 (IPM、GAP)

県では、安全・安心な農産物生産のために、天敵、湿度制御装置、さらに抵抗性誘導剤などの利用を通じて、化学合成農薬の使用量の低減など環境に配慮した IPM 技術の普及・定着に取組んでいます。中でも土着天敵を活用した IPM 技術体系の再構築や新たな天敵利用技術の開発と普及は、世界的にもまれな取組として注目され、全国的にも高知県がトップランナーとなっています。

また、こうち環境・安全・安心システム (高知県版 GAP) の導入や農薬の適正使用の徹底などにより、安全でより安心な農産物の生産を推進しています。

取組内容

- ◆環境保全型農業を推進し、安全でより安心な農産物の生産・供給を促進します。
- ◆病害に対する抵抗性を高める薬剤や湿度制御などによる病害防除技術及び新規土着天敵の利用技術等の研究開発により、IPM 技術のさらなる普及拡大を推進します。
- ◆高知県版 GAP の普及拡大や取組の高度化を推進します。



土着天敵 タバコカスミカメ



病害防除のための湿度制御装置

IPM (Integrated Pest Management : 総合的病害虫管理・雑草管理)

IPM とは、病害虫や雑草防除において、化学合成農薬だけに頼るのではなく天敵、防虫ネット、防蛾灯などさまざまな防除技術を組合せ、農作物の収量や品質に経済的な被害が出ない程度に発生を抑制しようとする考え方のことです。これに基づく防除技術は安全・安心な農産物の安定生産と、環境への負荷を軽減した持続可能な農業生産を両立させるために有効です。

GAP (Good Agricultural Practice : 農業生産工程管理)

GAPとは、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動です。生産履歴の記帳により、農産物の安全・安心の信頼確保や問題が発生した場合の原因究明の迅速化が図られるほか、コンプライアンスへの対応や、経営や栽培技術の改善にもつながるメリットがあります。



高知県版 HACCP 認証制度の推進

HACCP（危害分析・重要管理点方式）は、従前から、国際標準の食品衛生管理手法として輸出など商取引の際の要件とされてきました。近年の食品流通の更なる国際化や訪日外国人観光客の増加、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等を見据え、食品衛生法改正による HACCP の制度化が検討されています。

また、近年、食品の取扱いの不備による食中毒や異物混入などの食品事故の影響などから、小売店等が製造現場に求める衛生基準が格段にレベルアップしています。

これらに対応するため、これまでの HACCP 認証制度を統廃合し、「高知県食品総合衛生管理認証制度」（高知県版 HACCP）を平成 28 年 6 月から新たにスタートしました。

HACCP に取組む施設を積極的に認証することで、安全性の高い食品の流通を促進するとともに、小売店等の求める基準を満たすことで新たなビジネスチャンスに生かせるように、一層の生産管理の高度化を支援していきます。

取組内容

- ◆将来的な HACCP 制度化に向け、県としても HACCP の普及を強力に推進していきます。
- ◆高知県版 HACCP の推進と連動した取組とするため、食品関連事業者への講習、現地指導、書類アドバイス等を組合せ、段階的に HACCP 手法に取組むことができるように支援を行います。
- ◆自主衛生管理に取組む食品関連事業者の HACCP 導入を推進し、高知県食品総合衛生管理認証制度（高知県版 HACCP）の認証取得を促していきます。
- ◆認証制度のブランド化と認証マークの普及をすすめ、消費者の関心を高めます。



食品関連事業者による自主衛生管理



認証マークの一例



HACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point：危害分析・重要管理点）

HACCP（ハサップ）とは、原料の受入から最終製品までの工程ごとに微生物による汚染や異物の混入などの危害をあらかじめ予測し、その上で、特に重要な工程を連続的・継続的に監視し、記録することにより、製品の安全性を確保する衛生管理手法です。

最終製品の抜き取り検査による管理方法に比べて、より効果的に安全性に問題のある製品の出荷を防止できるとされています。



食品表示に関する普及啓発

食品は、消費者の健康と生命に関わる商品であり、その表示は、消費者が食品を選択する際の重要な情報源となります。

平成27年4月1日から、JAS法、食品衛生法、健康増進法の3法から食品の表示に関する部分を一本に統合した「食品表示法」が施行されました。

食品表示に関する法令は、食品表示法だけでなく、景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）、健康増進法、計量法など多岐にわたるため、それぞれの法令の所管部署間が連携し、適切な表示が行われるよう食品関連事業者に対して啓発や指導を行っています。

一方で、食品を利用する消費者にそれらの情報が正しく伝わる必要がありますので、食品表示の利活用について普及啓発を図ります。

取組内容

- ◆食品関連事業者には、適切な表示方法について啓発を行い、表示制度の推進を図ります。
- ◆消費者には、食品を選ぶ際の参考となるように、食品表示の利用方法について普及啓発を行います。



リスクコミュニケーションの推進

生産者、食品関連事業者、行政等が行う「食の安全」への取組を、消費者の「食の安心」につなげるためには、関係者間の相互理解を図り、信頼関係を構築、確立していくことが重要です。そのため、県及び高知市では、食品の安全性に関する情報提供のほか、食の安全・安心推進審議会や意見交換会など様々なリスクコミュニケーションを実施しています。

意見交換会によるリスクコミュニケーションは、消費者が持つ疑問や不安を対話方式により解消できる機会であり、また、事業者や行政の取組を知ることで信頼関係の構築が期待できるため、積極的に推進していきます。

取組内容

- ◆食品の安全性に関する情報を積極的に提供します。
- ◆食の安全・安心を脅かす事案や新たな科学的知見の情報など、県民・市民の関心が高いテーマを選定し、意見交換会を開催します。

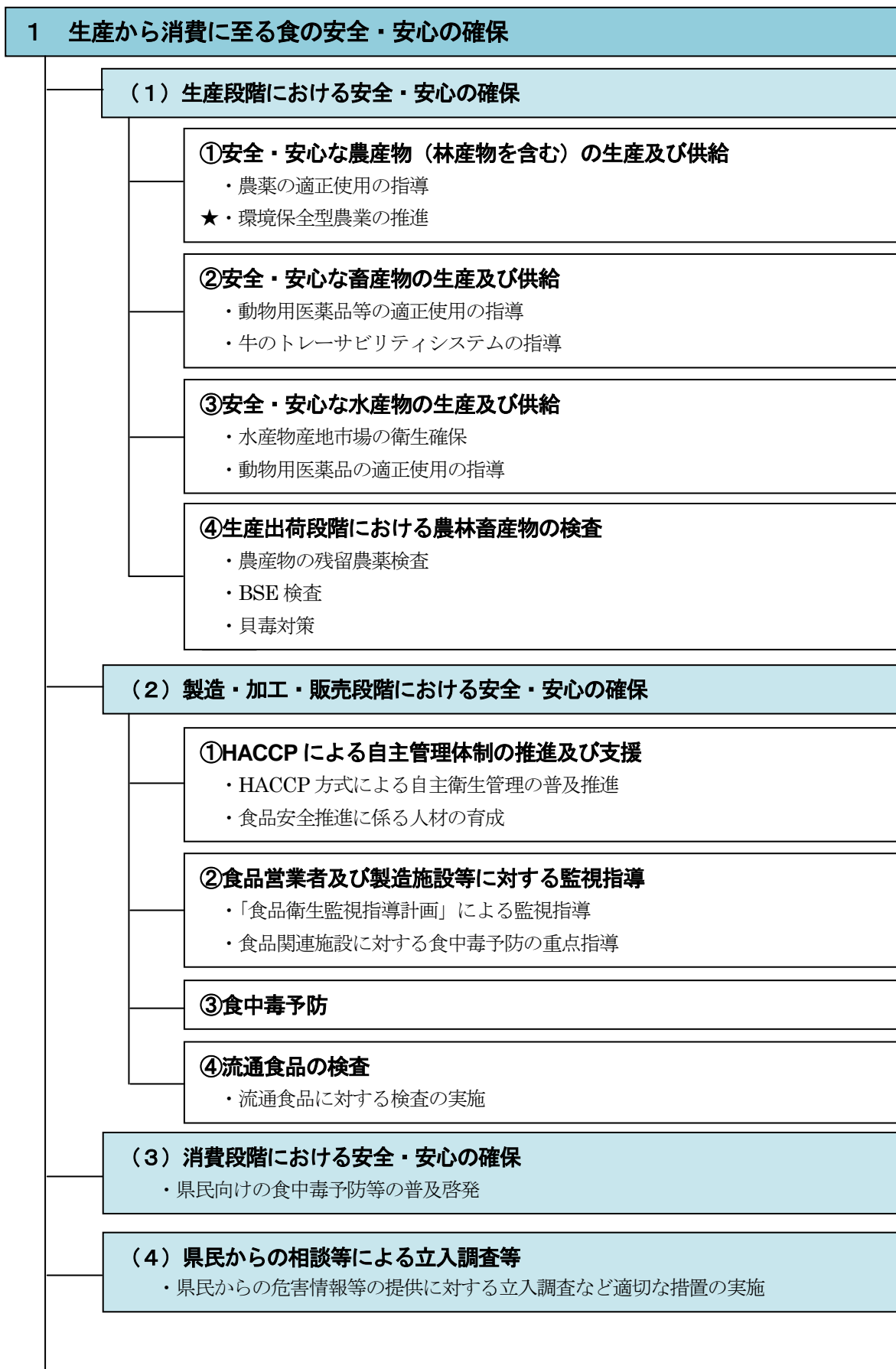


意見交換会

リスクコミュニケーション（Risk Communication）

リスクコミュニケーションとは、リスク対象について関係者間で情報・意見を交換し、その過程で関係者間の相互理解を深め、信頼を構築する活動をいいます。

関係者が一堂に会した意見交換会だけでなく、講演会やシンポジウム、工場見学等の参加型のものや、広報紙、メールマガジン、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、ウェブページなど様々な媒体を通じた情報発信等も、広義の「リスクコミュニケーション」に含まれます。



(5) 認証制度の推進

- ★・高知県版 HACCP 認証制度の推進

(6) 調査研究等の推進

- ・安全・安心な農林水産物の生産・加工等に関する研究

2 食品に関する正確な情報の提供

★(1) 適正な食品表示の確保

①関係法令に基づく食品表示の監視指導

②食品表示に関する普及啓発

(2) トレーサビリティシステムの推進

- ・生産者や食品等事業者による自主的な生産・製造履歴記録（GAP 又は HACCP）の取組の推進

(3) 食品の安全性に関する情報の収集及び提供

- ・食の安全・安心に関する情報の迅速で分かりやすい提供

3 食の安全・安心を確保するための相互理解と信頼関係の確立

(1) 危機管理体制の強化

- ・連携した危機管理体制による迅速な対応

(2) 食育の推進

- ・学校、保育所・幼稚園等、地域等ごとに連携して行う食育の促進
- ・地産地消の推進

(3) 食の安全・安心に取り組む農林水産物の PR 及び支援

- ・環境保全型農業に取り組む園芸高知の PR、県産農産物のイメージアップと販売拡大
- ・水産物鮮度管理技術の定着

(4) 行政、食品関連事業者、消費者間の情報及び意見の交換、相互理解

- ★・相互理解及び食品に関する認識を深めるための意見交換会（リスクコミュニケーション）実施

(5) 関係機関や関係団体等との連携及び協働

第4章 食の安全・安心確保のための取組

1 生産から消費に至る食の安全・安心の確保

(1) 生産段階における安全・安心の確保

① 安全・安心な農産物（林産物を含む）の生産及び供給

【農薬の適正使用指導】

現状と課題

- 安全・安心な農産物を消費者に提供するには、農薬使用基準を遵守した適正な使用を推進するとともに、その使用状況などの生産履歴の記帳も併せて推進することが求められています。
- 平成18年5月から、食品衛生法の残留農薬に関する基準がポジティブリスト制度へ移行し、全ての農薬に残留基準が設定されました。農薬の使用に当たっては、これまで以上に適正な使用が求められています。
- 生産量の少ない、いわゆるマイナー作物では、病虫害防除に使用できる登録農薬が少ないことから、安定供給に支障を来すことが懸念されます。

取組の方向

- ① 県の病虫害等防除指針や各作物の栽培指針に基づく病虫害防除指導を実施します。
- ② 農薬安全使用講習会などを実施するとともに、農薬の取り扱いに当たって指導的役割を担う農薬管理指導士の育成を行います。
- ③ 各生産者に対し、生産組織などを通じて農薬飛散防止対策の周知の徹底を図るなど農薬の適正使用を推進します。
- ④ 行政・農業団体などが一体となって、生産履歴の記帳を推進します。
- ⑤ 県内のマイナー作物に対する農薬の登録要望を集約して農薬メーカーに登録申請を要請するとともに、登録に必要なデータを作成し、農薬登録を促進していきます。

数値目標

項目	現状値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
農薬取締法違反による出荷の自粛	2件	0件
防除履歴の記帳率 (農協生産部会に属する野菜農家)	96%	100%
マイナー作物の農薬登録データの作成	5件/年	3件/年

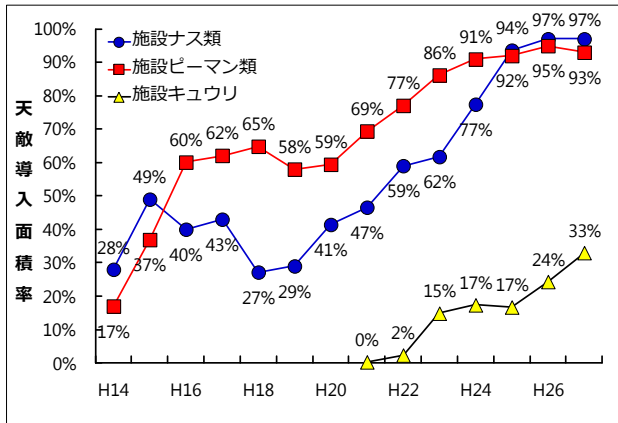
【担当課】環境農業推進課、木材産業振興課

【環境保全型農業の推進】

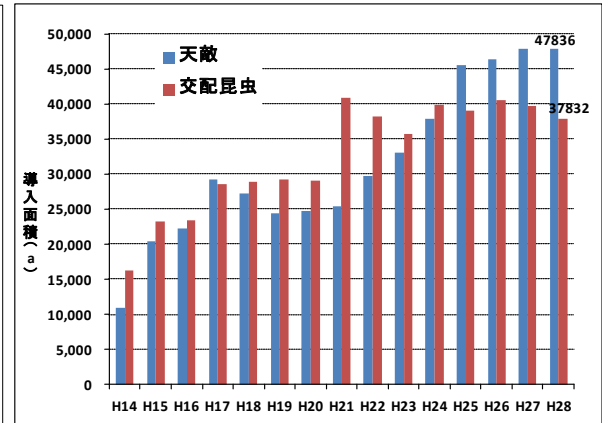
現状と課題

- 持続可能な社会システムへの転換が求められるなか、農業生産の場においても、化学肥料や化学合成農薬の使用を減らし、周辺環境への影響に配慮した環境保全型農業への取組が進められています。
- 施設野菜を中心に天敵や生物農薬の利用などによる総合的な病虫害防除技術の導入により化学合成農薬の使用量は減少しています。
- 有機性資源の活用と土づくりのため、家畜ふんたい肥の生産・利用促進に取り組んでいます

【主要果菜類における天敵導入面積率の推移】



【交配昆虫類・天敵昆虫類導入の推移】



取組の方向

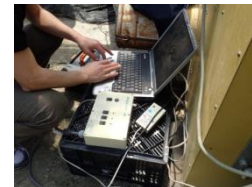
- ① 土づくりと化学肥料・農薬の低減は環境保全型農業推進のための基礎技術として位置づけ、農業生産工程管理（GAP）への取組と併せて普及推進を図ります。
- ② 交配昆虫（ミツバチなど）や天敵などに加え、湿度制御装置などを組み合わせた総合的な病虫害・雑草管理（IPM）の導入を図ります。
- ③ 家畜ふんたい肥の品質向上と耕種農家・畜産農家の連携強化により利用促進を図ります。



クロコウタンカスカメ(天敵)



ミツバチ(交配昆虫)



湿度制御装置

数値目標

項目	現状値(平成 27 年度)	目標値(平成 33 年度)
「こうち環境・安全・安心チェックシート (集出荷場版)」に取り組む出荷場数	50/74 (68%)	74/74 (100%)
⑧ 虫害版 IPM 技術の普及率	キュウリ：33% カンキツ：7%	キュウリ：80% カンキツ：40%
⑧ 病害版 IPM 技術の普及率	ナス：0%	ナス：80%

【担当課】環境農業推進課

② 安全・安心な畜産物の生産及び供給

現状と課題

- 畜産物中の動物用医薬品、飼料添加物の残留が人の健康を損なう恐れがあることから、ポジティブリスト制度の導入により対象物質の残留を防止することが重要です。
- 生産者の顔が見える畜産物の提供が求められるなか、牛トレーサビリティ法に基づく牛の耳標装着の徹底による生産履歴情報の確保が不可欠です。
- 安全な畜産物の生産は、疾病にかかっていない家畜を飼うことから始まります。そのためには、疾病の予防対策が必要です。
- 平成 28 年度に国内の家きん飼養農場において高病原性鳥インフルエンザの感染が確認され、野鳥においても多くの感染事例が確認されました。また、韓国においても家きん飼養農場や野鳥で感染が確認されていることから、本県においても農場に本病ウイルスが持ち込まれる可能性は否定できません。従って、今後も農場における感染状況の監視や万一の発生に備えた対策を実施する必要があります。

取組の方向

- ① 産業動物診療獣医師に対して、医薬品医療機器等法に基づく動物用医薬品の適正な使用を指導します。
- ② 生産者に対して、飼料添加物の用法と休薬期間を遵守するよう指導を徹底します。
- ③ 牛の飼養農家に対して、耳標装着と個体情報の適切な届出を指導します。
- ④ 家畜用ワクチンによる自衛防疫を推進し、健康な家畜から安全な畜産物の生産を目指します。
- ⑤ 家畜伝染病については、生産段階への監視体制を維持し、防疫マニュアルに基づきまん延を防ぐとともに、万一発生した場合は迅速に制圧します。

牛耳標



牛耳標の装着



数値目標

項目	現状値(平成 27 年度)	目標値(平成 33 年度)
産業動物診療獣医師に対する指導率	100% (11 名)	100%
畜産農家に対する飼料添加物等の適正使用の指導率	100% (341 戸)	100%
牛の飼養農家に対する耳標装着等の指導率	100% (258 戸)	100%
自衛防疫実績 (ワクチン接種)	牛： 5,026 頭 豚： 112,035 頭 鶏： 1,247,370 羽	牛： 3,000 頭 豚： 85,000 頭 鶏： 1,200,000 羽
高病原性鳥インフルエンザ監視 (立入検査)	養鶏農家全戸	養鶏農家全戸
高病原性鳥インフルエンザ監視 (モニタリング)	930 羽	720 羽以上

【担当課】 畜産振興課

③ 安全・安心な水産物の生産及び供給

【水産物産地市場の衛生確保】

現状と課題

- 衛生的で安全な水産物の供給を目指し、県内の水産物産地市場における衛生管理の向上を図っています。
- 衛生管理に優れた産地市場を認定する「優良衛生品質管理市場・漁港認定制度」の認定取得を目指し、各地域において講習会を開催するなどして、水産物産地市場関係者の衛生管理意識の向上に取り組んできました。
- 取組の結果、すくも湾中央市場、高知県漁協清水魚市場、高知県漁協室戸岬魚市場の3市場が認定されました。(平成28年12月現在、全国で13市場認定)

取組の方向

- ① 今後、水産物市場の施設更新の際は、優良衛生品質管理市場の認定を視野に入れた施設(ハード面)の整備を目指します。
- ② 認定市場の衛生管理スキル(ソフト面の取組)について、他の市場にも普及を図り、県内水産物市場全体の衛生管理意識の底上げを目指します。



※ 床の防菌コーティングや天井を防鳥対策のためにフラットにしています。

【担当課】水産政策課

【動物用医薬品（水産用医薬品）の適正使用の指導】

現状と課題

- 巡回指導、講習会及び文書指導などを通じて、養殖業者に対する動物用医薬品（水産用医薬品）の適正使用（用法、用量、使用上の注意、休薬期間を遵守）に関する指導の徹底を図ることにより、養殖水産物の食品としての安全・安心の確保に努めてきました。平成24年度から27年度の間、動物用医薬品（水産用医薬品）の不適正な使用などは確認されていません。
- 消費者の食の安全・安心を確保するため、引き続き巡回指導、講習会及び文書指導などを実施することにより、養殖業者に対し動物用医薬品（水産用医薬品）を使用する際には、用法、用量、使用上の注意、休薬期間を遵守し適正に使用するよう指導の徹底を図る必要があります。



養殖場(宿毛)



マダイの養殖

取組の方向

- ① 巡回指導、講習会及び文書指導などを通じて、養殖業者に対する動物用医薬品（水産用医薬品）の適正使用（用法、用量、使用上の注意、休薬期間の遵守）に関する指導の徹底を図ることにより、消費者の食の安全・安心の確保に努めます。



漁業指導所などでの指導

【担当課】 漁業振興課

④ 生産出荷段階における農畜水産物の検査

【農産物の残留農薬検査】

現状と課題

- 農薬の適正使用を監視するとともに、県産農産物の信頼性を高めるため、県と農業団体ではそれぞれ生産出荷段階における農産物の残留農薬検査を実施しています。
- 平成 18 年 5 月から残留農薬のポジティブリスト制度が導入され、これまで残留基準が設定されていなかった農薬などについても、一定量以上含まれる農産物の流通が禁止されるなど規制が強化されており、消費者の食への安全・安心のニーズに応えるには、適正な農薬の使用はもちろん、他の作物へのドリフトなどにも注意する必要があります。
- 農業団体では、農薬などの生産履歴の記帳と併せ、自主検査による出荷前の自主的な農産物の残留農薬検査を実施し、安全性を確認します。
- 平成 27 年度の農薬残留事故は 2 件（平成 28 年度は 0 件）で、応急対応により当該農産物の出荷販売を最小限にとどめることができましたが、近年の農薬残留事故は、生産者の自己責任によるものだけではなく、過去に使用した農薬が土壌などに長期間滞留し、作物に吸収されて検出されるという事例も見られており、農薬の環境中の動態について、より詳細な調査が必要となっています。

取組の方向

- ① 農業団体では、農薬など生産履歴の記帳に併せ、自主検査による出荷前の自主的な農産物の残留農薬検査を実施し、安全性を確認します。

数値目標

項 目	現状値(平成 27 年度)	目標値(平成 33 年度)
生産・出荷段階での残留農薬検査数	県 50 検体 (※) 農協 2,000 検体	農協 2,000 検体

※ 環境農業推進課が実施する生産・出荷段階の残留農薬検査は平成 28 年度で終了しましたが、食品・衛生課、高知市保健所による流通段階の残留農薬検査は引き続き実施します。

【担当課】環境農業推進課

【BSE検査】

現状と課題

- BSE 対策（肉骨粉飼料の給与禁止など）の有効性の確認や BSE の発生状況の把握のために、生産現場での死亡牛 BSE 検査が必要です。

取組の方向

- ① 48 か月齢以上の県内生産農場の死亡牛全頭に対して、BSE 検査を実施し、感染牛の摘発と感染経路の究明に努めます。



BSE 検査

数値目標

項目	現状値(平成 27 年度)	目標値(平成 33 年度)
死亡牛に対する BSE 検査	48 か月齢以上の死亡牛全頭 (156 頭)	48 か月齢以上の死亡牛全頭

【担当課】 畜産振興課

【貝毒対策】

現状と課題

- 野見湾、浦ノ内湾、浦戸湾及び宿毛湾における貝毒プランクトンの発生状況を監視するとともに、貝毒検査を実施することにより貝類（主にアサリ）の食品としての安全性の確保に努めています。
- アサリの採捕は漁業者のみならず、一般県民も行っていることから、貝毒発生時には、関係漁業協同組合のみならず一般県民に対し採捕自粛などの情報提供を迅速に行う必要があります。

取組の方向

- ① 野見湾、浦ノ内湾、浦戸湾及び宿毛湾において貝毒プランクトンのモニタリング調査を実施するとともに貝毒検査を実施することによりアサリなどの二枚貝の食品としての安全性の確保に努めていきます。
- ② 貝毒発生時には、関係機関と連携し、関係漁業協同組合及び一般県民に採捕自粛などの情報提供を迅速に行うことで消費者の食の安全・安心の確保に努めます。

(2) 製造・加工・販売段階における安全・安心の確保

① HACCPによる自主管理体制の推進及び支援

現状と課題

- HACCP（危害分析・重要管理点方式）は、従前から、国際標準の食品衛生管理手法として輸出など商取引の際の要件とされてきました。近年の食品流通の更なる国際化や訪日外国人観光客の増加、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等を見据え、食品衛生法改正による HACCP の制度化が検討されています。
- 県及び高知市においても、食品等事業者の HACCP 導入推進のため、平成 27 年度に食品衛生法施行条例を改正し、食品衛生管理の方法（公衆衛生上講ずべき措置の基準）に「HACCP 導入型基準」を選択できるようにしました。
- と畜場及び食鳥処理場においても法律が改正され、平成 27 年から「HACCP 導入型基準」が選択できるようになりました。
- HACCP に取組む食品等事業者を県が認証する「高知県食品総合衛生管理認証制度」（高知県版 HACCP）を平成 28 年 6 月からスタートしました。（認証制度については、29 ページ参照）
- HACCP 導入に際し、技術的支援を求める県内事業者が多いことから、産業振興、地産外商の観点から、専門的な研修やアドバイス事業を実施しています。
- 平成 28 年 12 月末現在、HACCP 導入型基準を選択している事業者はまだ 16 施設と少なく、今後の普及が課題です。
- また、HACCP に関する指導助言を行う食品衛生監視員の養成及び資質向上が必要です。

取組の方向

- ① 将来的な HACCP 制度化に向け、県としても HACCP の普及を強力に推進していきます。
- ② 高知県版 HACCP の推進と連動した取組とするため、食品関連事業者への講習、現地指導、書類アドバイス等を組合せ、段階的に HACCP 手法に取組むことができるように支援を行います。
- ③ HACCP 導入後も PDCA サイクルによる自主衛生管理ができ、安定して安全な食品製造・販売・加工が行われるよう、食品等事業者に対して指導助言を行います。
- ④ HACCP の指導助言を行う食品衛生監視員を養成・育成します。

数値目標

項 目	現状値(平成 27 年度)	目標値(平成 33 年度)
⑧ HACCP 導入型基準の施設数	—	320 施設
⑧ 食品衛生監視員(*1)のうち、HACCP に係る助言等を行う食品衛生監視員(*2)の割合	56 人中 33 人	食品衛生監視員の 2 / 3 以上

*1 食品衛生監視業務に従事する県・市の職員（獣医師、薬剤師、栄養士、農芸化学等）

*2 食品衛生監視員(*1)のうち厚生労働省等が実施する HACCP システムに係る養成講習を受けた者

【担当課】食品・衛生課、地産地消・外商課、高知市保健所

② 食品営業者及び製造施設等に対する監視指導

現状と課題

- 食品製造・加工技術の進歩により、多種多様な食品が県内で製造されるようになりました。また、物流技術の発達やインターネット販売の普及等により、広域的に販売されるようになっています。
- 県及び高知市では、平成 16 年度から年度ごとに「食品衛生監視指導計画」を作成し、食品営業施設、給食施設、と畜場、食鳥処理場等を計画的に監視指導しています。県人口の減少に伴い、食品営業施設数も減少傾向にあるため、監視対象施設は減少しています。
- 食中毒や食品等の規格基準違反、異物混入などの事案発生状況を踏まえ、効果的及び効率的な取組を実施し、安全な食品の製造と流通を確保していく必要があります。
- 食品関連施設に対する監視指導や食品営業者を対象とした講習会の開催等により、衛生管理の意識向上を図っています。
- 食品営業者が組織する（一社）高知県食品衛生協会においても、食品営業者の中から食品衛生指導員を養成し、食品衛生向上の啓発普及や自主管理の推進に努めています。
- 野生鳥獣肉（ジビエ）に対する関心の高まりから、捕獲したシカ及びイノシシを衛生的に処理、供給するための指針として、平成 27 年に「よさこいジビエ衛生管理ガイドライン」を作成し、啓発をしています。

取組の方向

- ① 食品営業施設を食中毒や食品事故などの発生リスクによりランク分けして「食品衛生監視指導計画」を作成し、効果的かつ計画的な監視指導に取組みます。
- ② 大量調理施設及び過去に食品事故が発生した施設などについては、特に重点的に監視指導を実施していきます。
- ③ 食品営業施設の監視結果などについて、ホームページ等による情報提供を行います。
- ④ ジビエの安全な取扱いについて啓発します。また、「よさこいジビエフェア」により飲食店への利用促進を図ります。

数値目標

項 目	現状値(平成 27 年度)	目標値(平成 33 年度)
食品衛生監視指導計画の監視指導達成率	100%	100%
食品衛生指導員による食品営業施設の巡回指導件数	41,084 件	42,000 件

【担当課】 食品・衛生課、高知市保健所、鳥獣対策課

③ 食中毒予防

現状と課題

- 平成 23 年から平成 28 年にかけて発生した食中毒の病因物質別について見てみると、ノロウイルス、カンピロバクター、サルモネラ属菌によるものが上位を占めています。
- 例年、ノロウイルスによる食中毒や感染症の多発がみられることから、食中毒予防対策の充実強化を図るとともに、食中毒及び感染症両面からの調査・措置を行うことが必要となっています。
- 食肉の加熱不足等による食中毒が発生しているため、十分な加熱の必要性について啓発が重要です。
- 食中毒予防は、消費者に対しても広く啓発していく必要があります。

取組の方向

- ① 食中毒発生 0（ゼロ）を目指し、食品衛生知識の普及啓発に取り組めます。
- ② 講習会等により、食品関連事業者や消費者に対し、具体的な事例による食中毒予防啓発と情報提供を行います。
- ③ 食品衛生監視指導計画に基づき、特に食中毒発生のリスクが高い施設に対しては、重点的な監視指導を実施します。
- ④ 食中毒の発生しやすい時期に集中監視を実施します。（夏期・年末一斉取締）
- ⑤ 食中毒発生時には、原因施設と病因物質の疫学調査を行い、原因究明を徹底し、再発防止を図ります。
- ⑥ ノロウイルスによる食中毒対策として、適切な手洗いと食品取扱者の健康管理について特に啓発を行います。
- ⑦ 食肉の生食に対するリスクについては、食品営業施設だけでなく、消費者へも情報提供をしていきます。

数値目標

項目	現状値(平成 27 年度)	目標値(平成 33 年度)
(再掲) 食品衛生監視指導計画の監視指導達成率	(再掲) 100%	(再掲) 100%
食品等事業者を対象とした食品衛生に関する講習回数	300 回 (平成 23～27 年度の平均)	300 回以上
消費者を対象とした食品衛生に関する講習回数	88 回 (平成 23～27 年度の平均)	90 回以上
食中毒発生件数 (*1)	4.4 件 (平成 23～27 年の平均)	減少させる

*1 食中毒件数は年次統計

【担当課】 食品・衛生課、高知市保健所

④ 流通食品の検査

現状と課題

- 食品衛生監視指導計画に基づき、流通段階の国産・輸入食品を対象に、食品の残留有害物質や食品添加物、残留農薬などの検査を実施しています。
- 放射性物質に汚染された食品に対する県民の不安を解消するため、県内流通食品をモニタリング検査しています。
- 食用としてと畜場に搬入された家畜は、食肉検査により合格したものだけが食肉として流通しています。
- 国の BSE 対策開始から 10 年以上が経過したこと、国内外の BSE リスクが低下したこと等により BSE 対策全般が見直され、平成 25 年 7 月から、と畜場に搬入される牛に行う BSE 検査は 48 か月齢超が対象になりました。今後、科学的知見に基づき廃止される予定です。
- アレルギー物質を含む食品による健康被害の発生を防ぐために、食品製造施設などに対する表示指導とともに、アレルギー物質検査を実施しています。
- 試験検査の精度管理を徹底し、検査の信頼性の確保に努める必要があります。

取組の方向

- ① これまでに実施した検査状況や最新の情報を考慮して、計画的に食品の検査を実施し、その検査結果を公表します。
- ② 県内に流通する食品(輸入食品含む)について、食品衛生監視指導計画に基づき、食品の残留有害物質や食品添加物、放射性物質などの検査を実施し、残留基準や食品等の規格基準に適合しない食品の流通を排除します。
- ③ アレルギー物質含有食品や遺伝子組換え食品の検査を実施し、表示内容と異なる検査結果の場合は、食品製造業者などに対して立入調査や指導を行います。
- ④ 「学校給食衛生管理基準」に基づき、定期的に原材料及び加工食品について、微生物検査、理化学検査を行い、学校給食の食材の安全確認に努めます。
- ⑤ 食肉の安全性を確保するため、と畜場等において食肉検査を実施し、疾病の排除及び食肉衛生の向上に努めます。
- ⑥ 信頼性の高い検査を迅速に行うため、衛生研究所、各保健所、食肉衛生検査所などの精度管理を徹底するとともに、検査技術の維持・向上に努めます。
- ⑦ 食品関連事業者は、自らの食品の安全確保への取組として、食品検査センターなどによる自主検査の実施に努めます。

数値目標

項目	現状値(平成 27 年度)	目標値(平成 33 年度)
食品衛生監視指導計画に基づく食品の検査率	98%	100%

【担当課】 食品・衛生課、高知市保健所、保健体育課

(3) 消費段階における安全・安心の確保

現状と課題

- 講習会等により、消費者に対して食中毒予防など食の安全性に関して普及啓発を行っています。
- 広報紙やホームページ等により、食の安全・安心に関する情報提供を行っています。

取組の方向

- ① 食中毒予防や食品表示の利用方法などは、消費者に対しても広く啓発していく必要があるため、出前講座などの機会を通じて積極的に情報提供を行います。
- ② 食の安全性確保に関する情報について、ホームページ等による情報提供を行います。

【担当課】食品・衛生課、高知市保健所

(4) 県民からの相談等による立入調査等

現状と課題

- 関係各課、各保健所及び消費生活センターでは、食品の相談窓口として食品の安全性や品質に関する相談等が数多く寄せられています。
- 各福祉保健所及び高知市保健所への相談内容は、食品表示、異物混入、有症が主なものとなっています。
- 食品に起因する健康被害の発生防止や拡大を防ぐために、情報をいち早く収集し、迅速な対応を行うことが求められます。
- 県民からの相談等には、相談者の「安心」につながる対応が求められます。

取組の方向

- ① 食の安全・安心に関する担当主管課及び出先機関の一般相談窓口を通じて、食品に関する相談や情報の提供を受け付けます。
- ② 県民から食の安全・安心の確保が損なわれる事態に関する相談や情報の提供があった場合は、内容に応じて関係法令や条例に基づき、速やかに必要な措置を講じます。
- ③ 措置や立入調査に際しては、必要に応じて関係部局や関係団体などが連携・協力して効果的で適切な対応を行います。
- ④ 突発的な危害情報に対しても迅速に対応できるよう、日頃から他自治体や関係部局等との連携を図ります。

【担当課】食品・衛生課、環境農業推進課、地域農業推進課、畜産振興課、漁業振興課、**水産流通課**、高知市保健所

(5) 認証制度の推進

【農産物及び生産者の取組】

現状と課題

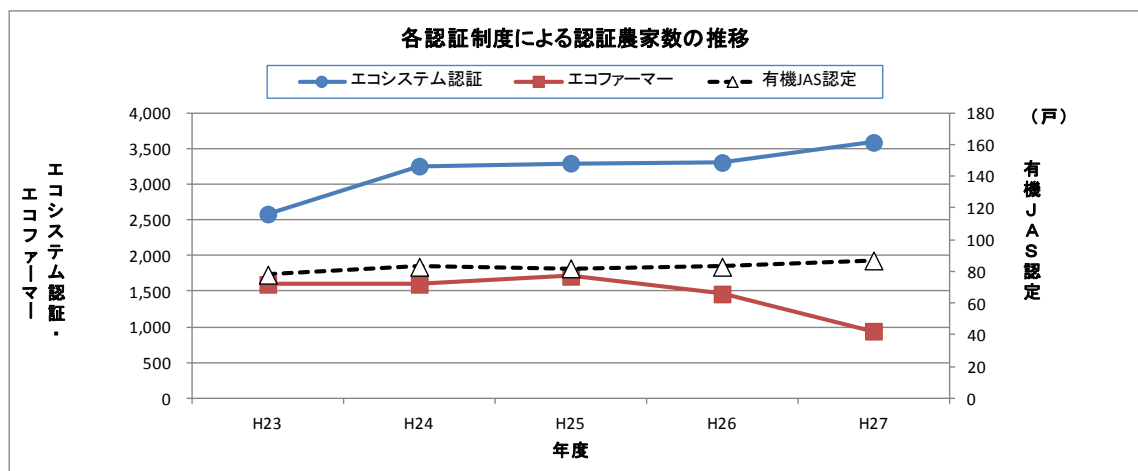
- 本県では、有機物の活用や減化学肥料・減農薬などによる栽培方法により、生産性を維持しながら環境への負荷を少なくする持続性の高い農業を推進し、県民に安全・安心な農産物などを供給するため、様々な認証制度の取得を支援しています。
- 「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づくエコファーマー認定制度については一定定着していますが、農業者の高齢化等により減少傾向にあります。
- 高知県園芸農業協同組合連合会が実施するエコシステム栽培認証 (*1) については、平成12年の創設以降、対象品目及び認証数は増加し続けており、県産園芸品の安全・安心確保と環境保全農業推進に向けた取り組みとして普及しています。
- 有機農業（有機農業推進法で定義される「化学的に合成された肥料・農薬及び遺伝子組み換え技術の不使用」の要件を満たした農業）については、平成27年4月に改定した高知県有機農業推進基本計画に基づき推進を図っており、その一環として有機JAS認定取得支援（認定費用の補助等）のほか販路拡大・技術習得支援を行っており、有機JAS認定取得は一定の数で推移しています。

*1 エコシステム栽培認証

総合的の病害虫・雑草管理（IPM）を基本に、農業環境規範による土づくりや適正施肥、農業生産工程管理（GAP）による点検、生産履歴記帳等の実施事項を組み合わせた栽培方法を「エコシステム栽培」として管理要件を設定し、認証を実施する制度。

取組の方向

- ① 消費者に信頼される安全・安心な農作物などの供給を図るため、特別栽培農産物に係る新ガイドラインによる表示や、環境にやさしい生産方式などに取組む認証制度を推進します。






数値目標

項 目	現状値(平成 27 年度)	目標値(平成 33 年度)
⑨有機 JAS 認定事業者における有機農業の取組面積及び環境保全型農業直接支援対策で支援の対象となる有機農業の取組延面積	161ha	(平成 31 年度) 284ha (*1)

*1 高知県有機農業推進基本計画における目標数値

【担当課】環境農業推進課

【農産物に関する主な認証制度】

制度名	認定機関	制度の内容、対象業種等	認証票・表示
有機食品の検査 認証制度 (有機 JAS)	登録認定機関 (NPO 法人高 知県有機農業認 証協会ほか)	化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本とし、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した管理方法を採用したほ場において生産された農産物や、それらを使った加工食品を対象として認定事業者が格付を行う。 対象業種：農業者、加工業者、小分け業者	 認定機関名 認定番号
エコファーマー (持続性の高い農 業生産方式導入計 画認定農業者)	県	持続性の高い農業生産方式(たい肥等による土づくりと化学肥料、農薬使用の低減を一体的に行う生産方式)を導入するため「導入計画」を策定した農業者を知事が認定。 対象業種：農業者	エコファーマーマークは、平成 23 年 3 月末をもって利用が停止されました。
エコシステム栽 培審査登録	高知県園芸連	化学合成農薬の使用だけに頼らず生態系や生産物への影響を小さくする、人や環境にやさしい栽培方法として、総合的病害虫・雑草管理 (IPM) 技術を取り入れた栽培管理の基準を設けて審査し登録。「エコシステム栽培」さらにそれを進めた「特別栽培農産物」の審査・登録があります。 対象業種：農業者	 高知はおいしい エコシステム栽培  高知はおいしい 特別栽培農産物

◆ 高知県食品総合衛生管理認証制度

現状と課題

- 県では、HACCP の考え方に基づく自主衛生管理の取組の促進を図るため、県が定める認証基準に適合する県内食品関連施設を認証しています。
- 平成 15 年度から、高知県独自の認証制度「高知県食品衛生管理認証制度」を、また、平成 23 年度から「高知県食品高度衛生管理認定制度」を創設し、自主衛生管理に取り組む食品事業者を認証・認定してきました。
近年、国際標準の HACCP 手法導入が商取引において求められるようになったため、これらの制度を統廃合し、平成 28 年 6 月から「高知県食品総合衛生管理認証制度」をスタートしています。
- 旧認証制度では施設要件（ハード面）が必須でしたが、新たな認証制度では HACCP システムの運用（ソフト面）を重視した基準に変更したことにより、中小事業者にも取組みやすい制度としました。
- HACCP に取り組む施設の増加と認証制度の普及により、安全性の高い食品の流通を促進するとともに、消費者が安心して食品を選択する目安となることが重要です。

取組の方向


- ① HACCP に関心を持つ食品関連事業者に対し、制度の周知を図り、認証取得を促していきます。
- ② 取組にあたっては、産業振興に関する部署と連携を取りながら進めていきます。
- ③ 食品関連事業者への講習、現地指導、書類アドバイス等を組合せ、段階的に HACCP 手法に取り組むことができるように支援を行います。
- ④ HACCP 導入型基準や国際的な食品安全マネジメントシステムとの整合性を図り、認証施設の取組が「見える化」しやすいよう、認証制度のブランド化に取り組めます。
- ⑤ 認証マークの普及をすすめ、消費者の関心を高めていきます。

数値目標

項 目	現状値(平成 27 年度)	目標値(平成 33 年度)
⑧ 高知県食品総合衛生管理認証施設数 第 2 ステージ以上	—	320 施設

【担当課】 食品・衛生課、地産地消・外商課、高知市保健所

【認証制度の概要】

制度名	認証機関	制度の内容、対象業種等
高知県食品総合衛生管理認証制度 	県	HACCP の考え方を取り入れた県独自の衛生管理基準に適合する県内の食品関連施設を認証する制度。段階的に HACCP に取り組めるよう、3つの認証区分を設けている。 ・第1ステージ：HACCP 5 手順（HACCP に取り組む準備段階） ・第2ステージ：HACCP 12 手順（HACCP による PDCA サイクルが一巡した状態） ・第3ステージ：HACCP 12 手順＋一般衛生管理基準（HACCP プランに基づき、一般衛生管理が行われている状態） 対象業種：県内の食品関連施設

【担当課】 食品・衛生課、地産地消・外商課、高知市保健所

（6）調査研究等の推進

現状と課題

- 県の各試験研究機関では、安全・安心な農林水産物の生産・加工などに関する様々な調査研究を推進しています。
- 食品衛生監視指導においては、業務で得られた知見等の共有を図ることにより、課題解決に取り組んでいます。
- 進歩する食品の加工・製造技術や分析検査技術に対応するための研鑽と、技術の継承が重要です。

取組の方向

- ① 病害に対する抵抗性を高める薬剤や新規土着天敵の利用技術等の開発により、IPM 技術をさらに拡大するとともに、農産物鮮度保持に関する研究を推進します。
- ② 食中毒に起因する危害の情報収集と蓄積を図り、食品などの安全性に関する調査研究を推進します。
- ③ 食品衛生に関し、効果的な監視指導方法や食品衛生に関する疑義について検討や調査研究を行います。

【担当課】 食品・衛生課、環境農業推進課、高知市保健所

2 食品に関する正確な情報の提供

(1) 適正な食品表示の確保

① 関係法令に基づく食品表示の監視指導

現状と課題

- 平成 27 年 4 月 1 日から、JAS 法、食品衛生法、健康増進法の 3 法から食品の表示に関する部分を一本に統合した「食品表示法」が施行されました。そのため、食品関連事業者に対し、従来の表示から食品表示法に基づく表示に替えるよう、啓発、指導を行っています。
- 食品の表示は、消費者が安心して食品を選択するために必要な情報源となっています。そのため、食品表示法、景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）、健康増進法、計量法、米トレーサビリティ法（米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律）、医薬品医療機器等法（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）などの関係法令に基づき、適切な表示が行われるよう食品関連事業者に対して指導を行っています。
- 表示関係法令の所管は複数の担当課にわたっていますが、日頃から連携を強め、合同で調査・監視することにより、製造・販売事業者などに対する効果的な点検や指導を行っています。これからも、食品表示の適正化を推進し、消費者の食品に対する安心・信頼を高めていく必要があります。

取組の方向

- ① 食品表示に関する関係部局や関係機関と連携し、製造・販売事業者等に対する食品表示の点検や監視指導を実施します。
- ② 監視指導の結果、不適切な表示があった場合には、各法令に基づき情報回付や立入調査等を行います。
- ③ 消費者グループ等からの推薦や一般公募を通じて「食品表示ウォッチャー」を委嘱し、消費者の日常の購買行動を活用したモニタリングと、不適正な食品表示に関する情報収集を通じて、食品表示適正化を推進します。

数値目標

項目	現状値（平成 27 年度）	目標値（平成 33 年度）
関係機関による合同の食品表示監視指導回数	13 回	15 回
食品表示ウォッチャーの数	20 名	20 名

【担当課】食品・衛生課、高知市保健所、地域農業推進課、畜産振興課、**水産流通課**、
県民生活・男女共同参画課、医事薬務課

【食品表示に関する主な法律】

法律名	表示の目的	表示の対象	主な表示事項
食品表示法	食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保に関し重要な役割を果たす食品表示について、適正な表示を行わせることによって一般消費者の利益の増進を図る。	食品関連事業者等が販売する全ての飲食物	<ul style="list-style-type: none"> ・名称、原材料名、添加物、内容量、消費期限又は賞味期限、保存方法、食品関連事業者名及び住所、製造者名及び製造所所在地、栄養成分の量及び熱量 ・アレルギー、特定保健用食品、機能性表示食品、遺伝子組換え食品、原料原産地名 等
健康増進法	健康の保持増進の効果等について虚偽誇大広告等を禁止する。	食品の広告にあたるものすべて	—
	栄養の改善や健康の増進を図り、保健の向上を図る。	病者用食品、妊産婦、授乳婦用粉乳、乳児用調製粉乳、えん下困難者用食品など、特別の用途に適する旨の表示をするもの	許可された内容に対して定められた事項を表示する。
景品表示法	一般消費者を不当に誘引し一般消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害する不当表示を規制する。	商品、容器の包装、チラシ、パンフレットなど商品の情報を表示しているもの	—
計量法	計量の基準を定めて正確な計量の実施を確保する。	内容量の表示が必要な容器包装食品	・内容量、詰め込み者（販売者）の氏名又は名称及び住所
米トレーサビリティー法	米穀等の適正流通の確保及び一般消費者への産地情報の伝達	一般消費者向けに販売・提供される米及び米加工品	・産地（米加工品は原材料である米の産地）
医薬品医療機器等法	医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保並びにこれらの使用による保健衛生上の危害の発生及び拡大の防止のために必要な規制を行う。	医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器等 （食品には、医薬品等と誤認されるような効能効果を表示・広告することはできません。）	—

食品表示例

商品名 高知家クッキー		栄養成分表示 （1袋 100g 当たり）	
名称	焼菓子		
原材料名	小麦粉、マーガリン（乳成分・大豆を含む）、砂糖、鶏卵	熱量	522kcal
内容量	100g	たんぱく質	5.7g
保存方法	直射日光、高温多湿を避け、常温で保存	脂質	27.6g
賞味期限	2018.12.31	炭水化物	62.6g
製造者	高知家商店 代表者 黒潮太郎 高知県高知市丸ノ内 1-2-20	食塩相当量	0.6g

② 食品表示に関する普及啓発

現状と課題

- 食品は、消費者の健康と生命に関わる商品であり、その表示は、消費者が食品を選択する際の重要な情報源となります。そのため、適正な食品表示を推進することは、消費者の食に対する信頼を高めるうえでも、重要な課題となっています。
- 食品関連事業者は、表示に関する全ての法令を正しく理解し、法令を遵守した適正な表示をすることが求められますが、関係法令が多岐にわたっていることや、頻繁に制度が改正されることから、必ずしも適正表示が出来ていないケースが見受けられます。
- 全国的に見ると、食品の自主回収の原因として食品表示の誤表記によるものが最も多く、表示ミスが食品関連事業者に与える社会的、経済的影響は大きいものとなっています。
- 食品関連事業者に対する普及啓発は、継続して行う必要があります。
- 表示を利活用するため、消費者に対する普及啓発も必要です。

取組の方向

- ① 消費者が安心して食品を購入できるように、食品表示関係部局及び関係機関、関連事業者、消費者団体と連携しながら適正な食品表示を推進します。
- ② 食品表示に対する正しい理解を深め、適正な食品表示を普及啓発するため、直販所等も含めた食品販売事業者を対象とする説明会・セミナー等を実施し、適正な表示に関する普及啓発を図ります。
- ③ 「食品表示ウォッチャー」に対する研修会を実施し、食品表示制度の理解促進と、表示の適正化について県民と協働して取り組みます。
- ④ 県民が健康づくりに役立てるために、栄養成分表示の活用方法や、特定保健用食品、栄養機能食品、機能性表示食品の正しい利用方法等について、啓発を行います。
- ⑤ 健康の保持増進効果等を標榜する食品について、消費者が適切に判断できるように情報提供を行います。

数値目標

項目	現状値（平成27年度）	目標値（平成33年度）
関係機関による合同の食品表示研修会回数	5回	5回以上
食品関連事業者を対象とした食品表示に関する講習回数	263回	330回以上
⑧ 消費者を対象とした食品表示に関する講習回数	—	20回以上

【担当課】食品・衛生課、高知市保健所、地域農業推進課、畜産振興課、水産流通課、
県民生活・男女共同参画課、医事業務課

(2) トレーサビリティシステムの推進

現状と課題

- トレーサビリティとは、生産段階から販売・消費段階、又は廃棄段階まで履歴等により追跡が可能な状態をいいます。
各事業者が食品を取扱った際の記録を作成、保存しておくことで、食中毒や不良食品など健康に影響を与えるような事案が発生した際に、問題のある食品がどこに行ったかを調べたり、どこから来たのかを遡ることができるため、被害の拡大防止や再発防止に役立てることができます。
- 生産者や食品等事業者による GAP（農業生産工程管理）や HACCP（危害分析・重要管理点方式）の取組をすすめ、トレーサビリティを推進することが食の安全・安心の確保のために重要です。
- 食品では、米と牛のトレーサビリティに関して法律が定められており、正確な情報伝達が求められています。

取組の方向

- ① 生産者や食品等事業者による GAP や HACCP の取組を推進します。
- ② トレーサビリティに関する各法令に基づき、消費者等に正しく情報伝達が行われているか、各事業者への調査等を行います。

【担当課】 食品・衛生課、環境農業推進課、地域農業推進課、畜産振興課、高知市保健所

(3) 食品の安全性に関する情報の収集及び提供

現状と課題

- 毎日のように、インターネットやマスメディア等多方面から食情報が提供されていますが、中には特定の成分やリスクに偏ったもの、正確でないもの等があり、食に対する不安が解消されない消費者も少なくありません。
- 消費者の食の安心につなげるためには、科学的根拠に基づく情報を収集し、分かりやすく提供することが求められます。

取組の方向

- ① 食品の安全性に関する情報（食品安全委員会が行う食品のリスク評価や、厚生労働省及び農林水産省によるリスク管理等）について、積極的に収集を行います。
- ② 収集した科学的根拠に基づく情報について、県民に分かりやすく提供していきます。

【担当課】 全ての関係課

3 食の安全・安心を確保するための相互理解と信頼関係の確立

(1) 危機管理体制の強化

現状と課題

- 食品流通の広域化や輸入食品の増加に伴い、食品に関連する問題・事件も、より大規模化、複雑化する傾向があります。危機管理に関する各マニュアルの充実を図り、不測の事態に対応できるように備えておくとともに、危機事案発生時には関係機関と連携し、適切に対応できるような体制を整備しておく必要があります。
- 福島第一原子力発電所事故による食品の放射性物質汚染に対し、県民の食に対する不安を解消するため、継続して県内流通食品の放射性物質検査と結果の公表を行っています。
- 平成25年12月に発生した冷凍食品工場における農薬混入事案に対しては、県民から提供された冷凍食品の検査を実施し、結果を公表するとともに、当該商品の自主回収が円滑にすすむよう情報提供を行いました。
- 高病原性鳥インフルエンザが県内養鶏場で発生した場合に備え、毎年度、全庁的な人員配置体制を確立し、初動対応演習を実施しています。
- 自然災害発生時の避難所等における食の安全・安心への備えも重要です。

取組の方向

- ① 重大な危機事案の発生時には、高知県・高知市健康危機管理連携会議を設置し、県民・市民の健康危機に対応する高知県・高知市行動指針に基づいた対応を推進します。
- ② 健康被害の発生時に迅速かつ的確な対応をするために、健康危機管理体制を常に確認し、平常時から情報収集や関係機関との情報交換・共有を行います。
- ③ 危機事案が発生した時は、関係部局による緊急会議等により実務的な対応について検討するとともに、必要に応じて緊急食品検査を実施します。
- ④ 原子力発電所事故の発生に備え、平成28年8月に「高知県原子力災害避難等実施計画（ver.1）」が策定されました。県内における放射性物質汚染などの重大事故には、全庁的な対応を行います。

また、南海トラフ地震発生に備え、避難所等における食中毒予防の啓発を行うとともに、地震発生時には、第3期南海トラフ地震対策行動計画（平成28～30年度）及び各関連計画・マニュアル等に基づき、食の安全・安心の確保のために行動します。

【担当課】 全ての関係課

(2) 食育の推進

現状と課題

- 県では、子どもの頃からの健全な食生活を確立すると共に、学校、保育所・幼稚園等、職場、地域ごとに連携してあらゆるライフステージで食育の取組を総合かつ計画的に推進するため、「高知県食育推進計画」(第1期：平成19年度～平成24年度、第2期：平成25年度～平成29年度)を策定し、食育推進に取り組んでいます。
- 地産地消の取組は、県民の農林水産業や食品に対する理解と関心を深めるとともに、地域食材の活用や食文化の伝承など食生活の質の向上や地域の活性化にもつながる有効な手段の一つとなっています。引き続き、地産地消の促進に向けて、市町村や関係団体とも連携しつつ、取り組みを進めていく必要があります。
- 高知県教育委員会事務局スポーツ健康教育課が実施した「平成27年度高知県体力・運動能力、生活実態調査」では、朝食摂取率は、小学5年生男子87%、女子88%、中学2年生男子82%、女子81%、高校2年生男子78%、女子79%となっています。将来の健康づくりのために食品を自ら選択して食卓を整えられる児童生徒の育成や、より良い生活習慣の定着に向けた指導を継続して行う必要があります。
(参考)「平成28年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」(文部科学省調べ)
全国 小学5年生：男子84.0% 女子84.6%
中学2年生：男子82.7% 女子80.1%
- エネルギーや食塩等の過剰摂取や野菜の摂取不足等の栄養の偏り、朝食の欠食に代表されるような食習慣の乱れが見られます。これらに起因する肥満や生活習慣病は引き続き課題である一方で、若い女性のやせの問題も指摘されています。
このため、県民一人ひとりが元気なからだをつくるために必要な知識や実践力を身につけ、健全な食生活の実現を目指す必要があります。
- 情報が社会に氾濫する中で、食に関する正しい情報を適切に選別し、活用する能力が必要となっています。
健康の保持増進のために、原材料や栄養成分、品質などの表示から食品を選択することができる力を身につけられるよう、子どもの頃からの食育に取り組んでいく必要があります。



伝承講座



伝承料理(皿鉢)

取組の方向

「高知県食育推進計画」に基づき、高知県の食育を計画的かつ総合的に推進するとともに、「食生活指針」の普及啓発に努めます。

- ① 健康長寿の実現や未来を担う子どもの食育を推進するため、子どもを中心に、市町村、家庭、学校、地域などが連携した食育を推進します。
- ② 食を育む環境づくりのため、市町村、食育関係団体、食品事業者等と連携し、ライフステージに応じた食育活動を展開するとともに、健康的な食生活の普及啓発に努めます。
- ③ 地域の食育推進活動の活性化のため、食生活改善推進員（ヘルスマイト）の育成・支援に努めます。
(健康長寿政策課)
- ④ 関係団体と連携し、地産地消の推進と郷土食の伝承に取り組みます。(地域農業推進課)
- ⑤ 保育所・幼稚園等においては、日々の保育及び教育や家庭支援を通じて、乳幼児期からの適切な食事の摂り方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の育成に努めます。
(幼保支援課)
- ⑥ 学校においては、栄養教諭などを中心にして学校給食を「生きた教材」として活用し、教科等学習の時間に行う食に関する指導を通して、子どもたちに生きる力や感謝の気持ちなどを育み、望ましい食習慣を身に付けることができるように、学校教育活動全体で食育を推進します。

また、学校給食において地元の食材が安定的に使用できる体制づくりを推進します。

(保健体育課)

数値目標

項目	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 33 年度)
食育に関心を持っている県民の割合	(3 月末確定) *1	(平成 28 年度) *2 95%以上
土佐の料理传承人 (組織及び個人) による郷土料理伝承講座	2 回/年	3 回/年
朝食を必ず食べる児童生徒の割合	(男子) (女子) 小学生 87%、88% 中学生 82%、81% 高校生 78%、79%	(平成 28 年度) *2 小学生 95%以上 中学生 90%以上 高校生 85%以上
学校給食における地場産物の活用(食品ベース)	32.6% *3	50%以上

*1 平成 28 年度高知県県民健康・栄養調査及び国調査により算出予定

*2 第 2 期高知県食育推進計画 (平成 25～29 年度) における目標値
第 3 期高知県食育推進計画において平成 30 年度以降の目標値を設定する予定

*3 文部科学省学校給食栄養報告 (週報) より算出

【担当課】健康長寿政策課、地域農業推進課、幼保支援課、保健体育課

(3) 食の安全・安心に取り組む農林水産物のPR及び支援

【農産物】

現状と課題

- 安全・安心な農産物生産のために、天敵、湿度制御装置、さらに抵抗性誘導剤などの利用を通じて、化学合成農薬の使用量の低減など環境に配慮した農業技術の普及・定着に取り組んでいます。
- こだわりを持って生産された青果物を農業団体などが認証し、他の農産物と区分しての販売がなされています。また、農業団体が独自に自主的な残留農薬分析を行うなど、安心な青果物の供給確保を図っています。
- 農林水産物直販所（以下「直販所」という）は、安全・安心・新鮮な地域食材を入手できる場として消費者から支持されています。近年の食の安全・安心に対する関心の高まりなどをうけ、より消費者ニーズを反映した店舗運営が求められています。
- 直販所に出荷する農産物については、天候などに左右されるため、消費者ニーズに対応した計画的な生産が難しい状況にあります。

取組の方向

- ① 安全な農産物の生産を通じて、消費者の安心感をより高めるために、環境に配慮した農業技術の開発、普及、定着への取組をさらに進めるとともに、農業団体による栽培履歴システムの円滑な運用に向けた支援を行います。（環境農業推進課）
- ② 県内外に向けてメディアを活用したPRや販促活動、消費地との交流等を継続し、環境保全型農業に取り組む園芸高知を広く消費者にアピールし、県産品のイメージアップと販売拡大につなげます。（産地・流通支援課）
- ③ 消費者が安全・安心・新鮮な地域食材を身近に入手できる場である直販所の活動を支援します。（地域農業推進課）
- ④ 直販所に供給する農産物の少量多品目生産などへの支援を行います。（環境農業推進課）
- ⑤ 安全・安心な地域食材を利用した商品に対する技術的な側面からのサポートを通じて、農林水産物の需要拡大と販路拡大に向けた取組の支援を行います。（工業振興課）

数値目標

項 目	現状値(平成 27 年度)	目標値(平成 33 年度)
県内における農林水産物直販所への「安心係」配置割合	89%	100%

【担当課】 地域農業推進課、環境農業推進課、産地・流通支援課、工業振興課

【水産物】

現状と課題

- 水産物の鮮度保持は、すなわち、品質・安全性の向上であることから、製氷・海水冷却装置の導入の支援や鮮度保持技術の普及を実施しています。

取組の方向

- ① 安全・安心で高鮮度な水産物を提供できるよう鮮度保持及び衛生管理技術の普及や施設等の整備の支援を進めていきます。
(水産政策課、漁業振興課、水産流通課)
- ② 安全・安心な地域食材を利用した商品に対する技術的な側面からのサポートを通じて、農林水産物の需要拡大と販路拡大に向けた取組の支援を行います。
(工業振興課)

【担当課】水産政策課、漁業振興課、水産流通課、工業振興課



安心係養成講習会

(4) 行政、食品関連事業者、消費者間の情報及び意見の交換、相互理解

現状と課題

- 食の安全・安心については、消費者、食品関連事業者、行政等それぞれの立場はもとより、生活環境、知識、経験などにより認識が異なるため、情報を共有し、共通の理解を得るよう努めることが重要です。
- 県及び高知市は、食に関わる関係者間の相互理解を図るため、食の安全・安心推進審議会や意見交換会など様々なリスクコミュニケーションを実施しています。
- 食に関する正しい知識の習得や相互理解への取組をすすめ、信頼関係の確立を目指すことが必要です。
- 県民からの意見を、今後の取組に反映させていくことが重要です。

取組の方向

- ① 消費者・生産者・事業者・行政の相互理解を促進するため、意見交換会等によるリスクコミュニケーションを推進します。
- ② 生産・製造・加工・流通における取組紹介や現場見学、生産者・事業者との意見交換等を通して、食の安全に関する理解促進を図ります。
- ③ 食の安全に関する情報や取組を積極的に広報し、また、食に関する相談窓口で広く意見・質問を聴くことにより、食の安心につなげる取組をすすめます。



数値目標

項目	現状値(平成 27 年度)	目標値(平成 33 年度)
意見交換会(リスクコミュニケーション)の開催	6回	10回以上

【担当課】 全ての関係課

(5) 関係機関や関係団体等との連携及び協働

現状と課題

- 食品流通の広域化に伴い、食品の事件・事故発生時には被害の拡大化・広域化につながりやすく、国及び関係自治体との連携した対応が一層必要となっています。
- 全国的に、広域流通食品による腸管出血性大腸菌を原因とする健康被害が発生しています。被害拡大の防止と同様事件の再発防止のため、国や関係自治体との連携による情報共有が求められます。
- 食の安全・安心を確保するために、消費者や食品関連事業者で構成される各種団体との連携を図っていますが、より一層の協働した取組が必要です。

取組の方向

- ① 食品安全に関する全国会議やブロック会議等により、他の自治体との連携強化を図ります。
- ② 食の安全・安心の確保に関する施策を充実させるために、国との連携を図るとともに、必要に応じて国への提案要求を行います。
- ③ 食の安全・安心に係る各種団体との連携を強化し、協働して取組を推進していきます。

【担当課】 全ての関係課

用 語 解 説

(ア行～)

○IPM (アイ・ピー・エム)

IPM (Integrated Pest Management、総合的病害虫管理・雑草管理) とは、病害虫や雑草防除において、化学農薬だけにたよるのではなく天敵、防虫ネット、防蛾灯など様々な防除技術を組合せ、農作物の収量や品質に経済的な被害が出ない程度に発生を抑制しようとする考え方。これに基づく防除技術は安全・安心な農産物の安全生産と、環境への負荷を軽減した持続可能な農業生産を両立するために有効である。

○アレルギー (アレルギー物質)

食物の摂取により発疹や喘息症状などを引き起こす反応のうち、食物由来の抗原に対する免疫学的反応によるものを食物アレルギーといい、その原因となる物質をアレルギー (特定原材料) という。近年、食物アレルギーによる健康被害が多く見られるため、平成 14 年 4 月からアレルギー物質を含む食品の表示が義務付けられた。

現在は、「えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生」の 7 品目が特定原材料として表示が義務づけられ、大豆、豚肉等 20 品目が表示を奨励されている。

○遺伝子組換え食品

遺伝子組換え技術によって得られた生物を利用した食品 (食品添加物を含む。) のこと。この技術により、作物生産効率の向上や有用成分を強化した食品の開発が可能となり、現在、除草剤耐性や害虫抵抗性等の遺伝子組換え作物 (大豆、トウモロコシ、じゃがいも等 8 作物) と、遺伝子組換え微生物を利用して製造された酵素等の食品添加物が実用化されている。

食品としての安全性と生物多様性への影響 (いわゆる環境への安全性) について科学的に評価され、安全性が確認されたものだけが国内での流通・使用が可能な仕組みとなっている。また、遺伝子組換え農産物とその加工食品については、食品表示法に基づいて、表示ルールが定められている。

○栄養教諭

子どもが将来にわたって健康に生活していけるよう、栄養や食事のとり方などについて正しい知識に基づいて自ら判断し実践する力や望ましい食習慣を子どもたちに身につけさせるため、学校における食育の推進に中核的な役割を担い、学校・家庭・地域との連携・調整を行う。

○疫学調査

疾病とその原因と考えられるものとの間に存在する関連性を証明するため、人間の特定集団内を対象に、罹患率や死亡率など健康に関わる事象の頻度や時間的変動等を統計的に調査すること。

(カ行～)

○環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。

○GAP (ギャップ) (農業生産工程管理)

Good Agricultural Practice の略。農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる

点検項目に沿って生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。

○牛トレーサビリティ法

「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」の略称。牛に個別識別番号が印字された耳標を装着し、生産流通履歴情報の把握を可能とする制度。

○高病原性鳥インフルエンザ

鳥インフルエンザのうち、鳥に対して高い病原性を示す特定のウイルスによる疾病のこと。家きんへの被害だけでなく、豚などの家畜を介して新型インフルエンザにウイルスが変異することが知られているため、様々な感染対策がとられている。

なお、家きんの肉や卵等を食べることで人が感染する可能性はないと考えられている。

(サ行～)

○ジビエ (gibire : フランス語)

食用に狩猟した野生鳥獣の肉及びその料理のこと。

近年、農作物や森林への被害を抑えるため、**有害鳥獣**として捕獲した野生鳥獣を「ジビエ」として有効活用する取組がすすめられている。

食用として流通、消費させるためには、疾病や寄生虫が疑われる個体や汚染肉の排除、衛生的な食肉処理等が求められることから、県では、平成27年5月に「よさこいジビエ**衛生管理**ガイドライン」を策定し、安全なジビエの普及をすすめている。

○収去検査

食品衛生監視員が、食品衛生法に基づいて食品関係営業施設に立ち入り、試験検査の検体として必要な最小限度量の食品等は無償で持ち帰り検査すること。

○消費期限と賞味期限

食品の期限表示には、消費期限（品質が急速に劣化しやすい食品が対象）と賞味期限（品質の劣化が比較的遅い食品が対象）の2種類があり、ともに包装を開封する前の期限であること、定められた方法により保存することを前提としている。

期限設定は、食品の情報を正確に把握している製造業者等が科学的、合理的根拠をもって適正に設定することとされている。

○食育

現在及び将来にわたり、健康で文化的な国民の生活や豊かで活力のある社会を実現するため、さまざまな経験を通じて、食の安全性や栄養、食文化などの「食」に関する知識と「食」を選択する力を養うことにより、健全な食生活を実践することのできる人間を育てること。

○食生活改善推進員

「私たちの健康は私たちの手で」をスローガンに、子どもから高齢者まで幅広く食育活動を行う全国組織のボランティア。ヘルスメイトの愛称で知られ、各地域において食生活を中心にした健康づくり活動を行っている。

○食生活指針

国民の健康の増進、生活の質（QOL）の向上及び食料の安定供給の確保を図るため、国民一人ひとりが食生活の見直しに積極的に取り組めるよう、文部科学省、厚生労働省及び農林水産省が連携して策定した指針。指針（10項目）は、生活の質の向上を重視し、バランスのとれた食事内容を中心に、食料の安定供給や食文化、環境にまで配慮した内容となっている。

○食品衛生監視員

食品衛生法に基づき、都道府県知事等がその職員の中から任命した者。食品関係施設に臨検し、食品関係営業施設の許可及び監視指導、食中毒事故等の調査、営業者等への衛生教育などを行っている。

○食品衛生監視指導計画

食品衛生法の規定により、都道府県知事等が地域における食品等事業者の施設の設置状況、食品衛生上の危害の発生状況、その他地域の実情に応じて、年度毎に定めて公表する監視指導及び検査等の実施計画のこと。

○食品衛生指導員

食品関係営業者で組織する（一社）高知県食品衛生協会が委嘱する者で、営業施設の巡回指導、食中毒予防の広報活動、自主衛生管理の推進、営業許可についての相談対応等の活動を行っている。

○食品衛生責任者

食品衛生法施行条例で食品営業施設に設置が義務づけられている者。調理師等の有資格者の他、講習会の課程を修了した者が責任者となり、施設及び食品取扱い等に関する衛生管理、従業員の教育訓練等を行う。

○食品添加物

食品の製造の過程において使用されるもの、または食品の加工若しくは保存などの目的で、食品に添加、混和などの方法によって使用されるものをいい、保存料、甘味料、着色料等が該当する。食品添加物は、食品衛生法に基づき、厚生労働大臣が指定するもの以外は原則として使用が認められない。

○食品表示ウォッチャー

消費者の日常の購買行動を活用したモニタリング調査と、不適正な食品表示に関する情報収集を通じて、食品表示の適正化を図る取組。

ウォッチャーは、県内で食品を販売している店舗を対象とした、日常の購買行動を通じて把握した食品表示の状況について、定期的に県に報告をする。県はその報告を受けて、不適正な食品表示のある店舗に対し、表示の適正化を図るように指導している。

(夕行～)

○大量調理施設衛生管理マニュアル

特定給食施設等の大量調理施設における食中毒を予防するため、HACCPの考え方に基づいて調理工程における重要な衛生管理事項などを示した厚生労働省のガイドライン。

○地産地消

「地域で生産された食材(地域食材)をその地域で消費すること」を略した用語。

単に地域の食材を消費するだけでなく、生産と消費の距離を近づけ、両者の顔が見える関係を作ることと、「人と人のつながり」ができ、最終的には「地域づくり」にもつながる取組のこと。

○動物用医薬品、動物用医薬品（水産用医薬品）

動物用医薬品とは、専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品のこと。牛、豚、鶏等の畜産物や養殖魚等の病気の診断、治療、予防などに使われるもので、その製造・販売・使用については医薬品医療機器等法で規制されている。また、食品衛生法で残留基準値が設定されており、これを超えて残留する食品は販売禁止などの措置がとられる。

なお、動物用医薬品のうち水産動物の疾病の治療等に使用されるものを「水産用医薬品」という。

○トレーサビリティ

食品のトレーサビリティは、農産物や加工食品等の食品が、どこから来て、どこへ行ったか「移動を把握できる」ことをいう。食品の生産、加工、流通等の各段階で、個々の生産者・事業者が、商品・原材料の入荷と出荷に関する記録等を作成・保存しておくことにより、結果として、食品の移動の経路を把握することが可能となり、食品事故等の問題があった際の迅速な回収、早期の原因究明等に役立つ。

国産牛肉については「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」で、また、米・米加工品に関しては「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」により、記録の作成、保存等が義務付けられている。食品衛生法においても、原材料や販売する製品の仕入れ元等の記録の作成・保存を努力義務として規定している。

（ナ行～）

○農薬残留基準

食品衛生法に基づき、食品中に残留しても許容される農薬の最大上限値を定めるもの。残留基準を超えて農薬が残留している食品は、国産品、輸入品を問わず、流通、販売などが禁止される。（いわゆる「ポジティブリスト制度」）

○農林水産物直販所（農産物等直販所）

常設店舗であって、生産者又は生産者グループが自ら生産、または製造したものを直接販売する店舗のことをいう。

○ノロウイルス

主に冬季に流行する感染性胃腸炎の主な原因となるウイルス。ウイルスに汚染された飲食物を口にすることで感染する場合と、人から人へ二次感染を起こす場合がある。

ノロウイルスによる食中毒はカキ等の二枚貝によるものがよく知られているが、近年はノロウイルスに感染した調理従事者を介した食中毒が多く発生している。

（ハ行～）

○放射線、放射能、放射性物質

放射能とは、放射線を出す能力のことをいい、放射性物質とは、放射線を出す能力（放射能）を持つ物質のことをいう。

懐中電灯で例えると、光が放射線、光を出す能力が放射能、懐中電灯が放射性物質に当たる。

○HACCP（ハサップ）（危害分析・重要管理点）

食品の衛生管理システムの一つで、Hazard Analysis and Critical Control Point の略。原材料の受入れから最終製品までの食品の製造・加工の各工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入等の危害要因をあらかじめ分析（HA）してリストアップし、危害防止につながる特に重要な工程（CCP）を継続的に監視・

記録するシステム。問題のある製品の生産や出荷を未然に防止し、最終製品の安全性の向上を図ることが可能となる。HACCP システムによる衛生管理を実施するためには、前提として「衛生標準作業手順」(SSOP: Sanitation Standard Operating Procedures)の策定と実施など、一般的衛生管理が適切に実施される必要がある。

○OBSE (牛海綿状脳症)

牛の病気の一つ。異常プリオン蛋白質と呼ばれる物質が主に脳に蓄積することによって脳の組織がスポンジ状になり、中枢神経症状を呈し、死に至ると考えられている。

○病害虫等防除指針 (病害虫防除指針・除草剤使用指針・植物成長調整剤使用指針)

本県の主要な栽培作物の病害虫対策について、農薬の防除効果だけではなく、使用者に対する急性毒性や水生生物などへの影響についても考慮した使用農薬を示すとともに、より効果的な防除対策の参考となるよう、病害虫・雑草の防除のポイントや注意事項等についてまとめたもの。

○フードチェーン

食品の一次生産から販売に至るまでの食品供給の行程のことをいう。食品供給行程の各段階であらゆる要素が食品の安全性に影響を及ぼす可能性があるため、各段階で必要な対応が適切に取られるべきである。

○ポジティブリスト制度

原則禁止の中で、残留を認めるものを一覧表に示す制度のこと。食品衛生法の改正により、平成 18 年 5 月から、農薬、飼料添加物及び動物用医薬品についてポジティブリスト制度が導入され、残留基準が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の流通が原則禁止された。

(マ行～)

○マイナー作物

病害虫や雑草の防除に使用される農薬は、国の登録制度による農薬登録が必要である。全国的に生産量の少ない農作物については、使用量(農薬の販売量)が限られるため、登録農薬が少ないのが一般的で、病害虫防除に支障をきたす場合がある。この対応策として、農林水産省は年間生産量 3 万トン以下であるマイナー作物の農薬登録に対し支援を行っている。

○モニタリング調査、検査

検査対象品の実態を把握するために行われる、監視・観察の意味を持つ日常的・継続的な調査及び検査のこと。

(ラ行～)

○リスク

食品中にハザード(危害要因)が存在する結果として生じるヒトの健康への悪影響が起きる可能性とその程度(健康への悪影響が発生する確率と影響の程度)。

○リスクコミュニケーション

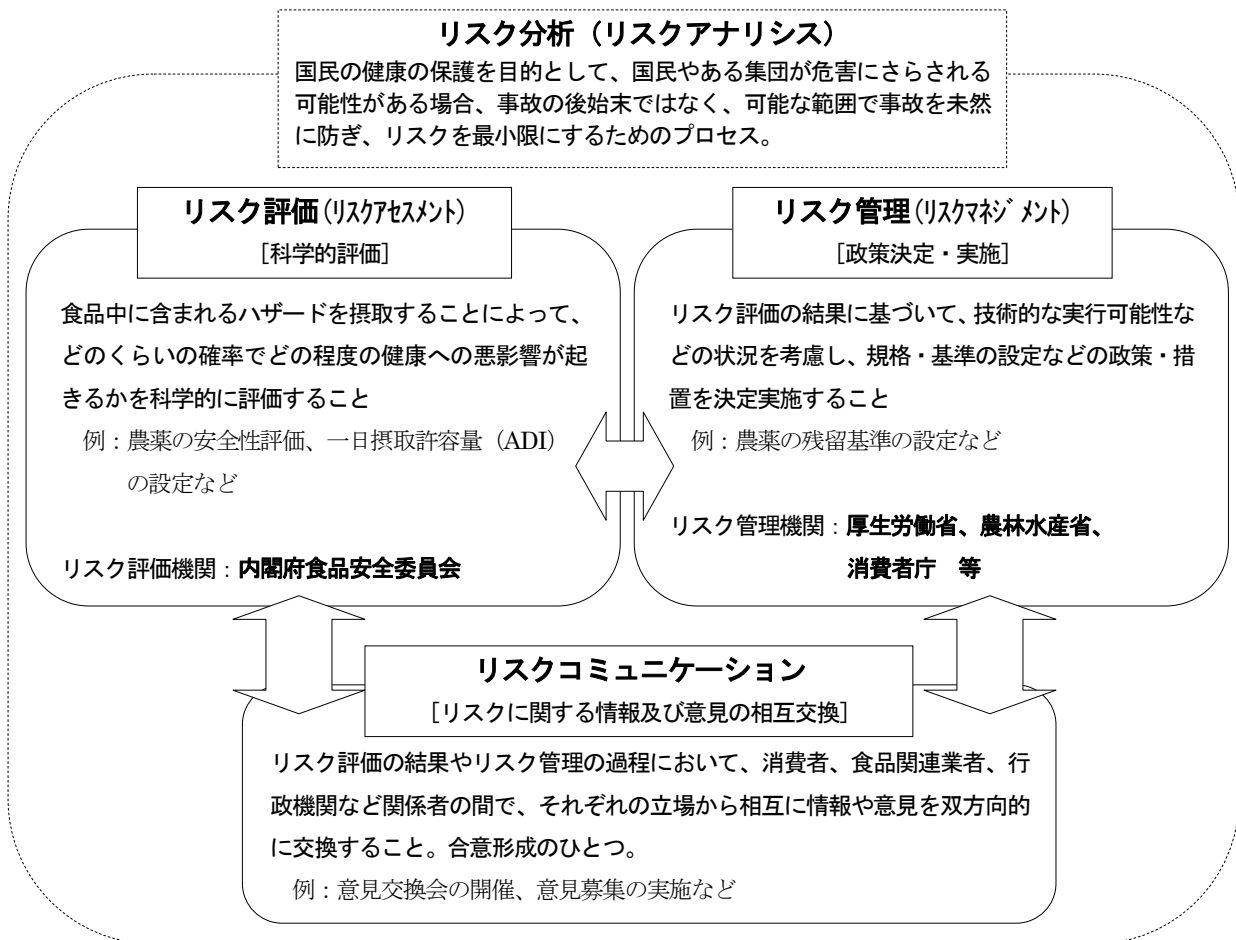
リスク分析の全過程において、リスク管理機関、リスク評価機関、消費者、生産者、事業者、流通、小売等の関係者(ステークホルダー)がそれぞれの立場から相互に情報や意見を交換すること。リスクコミュニケーションを行うことで、検討すべきリスクの特性やその影響に関する知識を深め、リスク管理やリスク評価を有効に機能させることができる。

○リスク分析（リスクアナリシス）

食品中に含まれるハザードを摂取することによってヒトの健康に悪影響を及ぼす可能性がある場合に、その発生を防止し、又はそのリスクを低減するための考え方。食品にゼロリスクはなく、食品が安全かどうかは摂取する量（ばく露量）によるため、リスクを科学的に評価し、低減を図るというリスク分析（リスクアナリシス）の考え方に基づく食品安全行政が国際的にすすめられている。

リスク分析は、リスク管理、リスク評価及びリスクコミュニケーションの3つの要素からなっており、これらが相互に作用し合うことによって、より良い成果が得られる。

（参考）リスク分析3要素（わが国における食品安全行政）



高知県食の安全・安心推進条例(平成17年10月21日条例第75号)

改正 平成26年10月21日条例第73号

目次

- 第1章 総則(第1条―第6条)
- 第2章 食の安全・安心の確保に関する施策
 - 第1節 推進体制(第7条―第12条)
 - 第2節 自主管理の推進(第13条・第14条)
 - 第3節 安全・安心対策の推進(第15条―第21条)
 - 第4節 安全・安心な食品の生産及び供給の支援(第22条・第23条)
 - 第5節 相互理解、連携及び協働の推進(第24条―第26条)
- 第3章 高知県食の安全・安心推進審議会(第27条―第32条)
- 第4章 雑則(第33条)
- 附則

食は、生命と健康の土台であり、その安全・安心が確保されることは、私たちの健康を保護する上で最も重要である。

私たちの食生活は、近年の国際化の進展や科学技術の発展による多様な食品の生産・流通により豊かになる一方で、汚染物質等の食品への残留、牛海綿状脳症の発生、さらには、食品の表示の偽装等さまざまな問題が発生している。

高知県は、古くから米の二期作や園芸作物をはじめとする農林水産物の供給地として発展してきた。また、近年では、収穫量や品質などで一定の水準を満たしながら化学肥料や農薬の使用等による環境への負荷を少なくする「環境保全型農業」を積極的に推進するなど、時代に即した安全・安心な食品の供給地としての役割を果たしてきている。

このような本県において、食の安全・安心を確保する施策を推進することは、県民の健康を保護するとともに、消費者に信頼される安全・安心な食品の生産及び供給の拡大を通じて、本県の農林水産物の発展にも大きく寄与するものである。

ここに、私たちは、食の安全・安心の確保について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、このために必要な施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、食品の安全性及び信頼性(以下「食の安全・安心」という。)の確保に関し、基本理念を定め、並びに県及び生産者・事業者の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康の保護並びに消費者に信頼される安全・安心な食品の生産及び供給の拡大に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「食品」とは、全ての飲食物(その原料又は材料として使用される農林水産物を含み、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)に規定する医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品を除く。)をいう。

2 この条例において「生産者・事業者」とは、肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材、食品若しくは添加物(食品衛生法(昭和22年法律第233号)第4条第2項に規定する添加物をいう。)又は器具(同条第4項に規定する器具をいう。)若しくは容器包装(同条第5項に規定する容器包装をいう。)の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者をいう。

(基本理念)

第3条 食の安全・安心の確保は、県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に必要な措置が講じられることにより、行われなければならない。

2 食の安全・安心の確保は、生産者・事業者が、その責務を確実に遂行することを基礎として推進されなければならない。

3 食の安全・安心の確保は、消費者に信頼される安全・安心な食品の生産及び供給の拡大が図られることによって、推進されなければならない。

4 食の安全・安心の確保は、県民、生産者・事業者、国、県等全ての関係者の相互理解、連携及び協働の下に行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める食の安全・安心の確保についての基本理念に基づき、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(生産者・事業者の責務)

第5条 生産者・事業者は、その事業活動を行うに当たって、自らが食の安全・安心の確保について第一義的責任を有していることを認識して、食の安全・安心を確保するために必要な措置を適切に講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、生産者・事業者は、その事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る食品その他の物に関する正確かつ適切な情報の積極的な提供に努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、生産者・事業者は、その事業活動に関し、県が実施する食の安全・安心の確保に関する施策に協力しなければならない。

(県民の役割)

第6条 県民は、食の安全・安心の確保に関する知識と理解を深め、食に関する適切な判断力を養い、健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食の安全・安心の確保に関する施策について意見を表明するように努めることによって、食の安全・安心の確保に積極的な役割を果たすものとする。

第2章 食の安全・安心の確保に関する施策

第1節 推進体制

(食の安全・安心推進計画)

第7条 知事は、食の安全・安心の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、高知県食の安全・安心推進計画(以下「推進計画」という。)を定めるものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 食の安全・安心の確保に関する施策の目標及び目指すべき方向性

(2) 前号に掲げるもののほか、食の安全・安心の確保に関する重要事項

3 知事は、推進計画を定めるに当たっては、県民及び生産者・事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ第27条第1項に規定する高知県食の安全・安心推進審議会の意見を聴かななければならない。

5 知事は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

6 前3項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(危機管理体制の整備等)

第8条 県は、食品により人の健康に係る重大な被害が発生し、又は拡大することを防止するため、緊急の事態への対処に関する体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第9条 県は、食の安全・安心の確保に関する調査研究を行うとともに、その成果の普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第10条 県は、食の安全・安心の確保に関する情報の収集、整理、分析等を行い、県民に対し、正確な情報を提供するものとする。

(財政上の措置)

第11条 県は、食の安全・安心の確保に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境への配慮)

第12条 県、生産者・事業者及び県民は、食の安全・安心の確保に関する施策を推進するに当たっては、当該施策が環境に及ぼす影響について配慮しなければならない。

第2節 自主管理の推進

(自主的な衛生管理の推進)

第13条 生産者・事業者は、食の安全・安心の確保に関する関係法令を遵守することはもとより、自らが取り扱う食品に係る食の安全・安心に関する基準の設定及び公表並びにその遵守に努めるなど、自主的な衛生管理を推進しなければならない。

2 県は、前項に規定する生産者・事業者の取組を促進するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(表示及び情報の記録等)

第14条 生産者・事業者は、食品の表示が食の安全・安心の確保に重要な役割を果たしていることを考慮して、適正な表示を実施するとともに、食品の生産から販売に至る一連の行程における適切な情報の記録、保管及び伝達に努めなければならない。

2 県は、前項に規定する生産者・事業者の取組を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

第3節 安全・安心対策の推進

(生産から販売に至る監視、指導等)

第15条 県は、食の安全・安心を確保するため、食品の生産から販売に至る一連の行程について、一貫した監視、指導及び検査その他の必要な措置を講ずるものとする。

(適正表示の確保)

第16条 県は、食品の表示に係る諸制度の総合的な運用により、食品の適正な表示を確保するとともに、県民に対する食品の表示の学習機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(認証制度の推進)

第17条 県は、一定の基準以上の品質を具備する、又は一定の要件・基準に基づいて生産された県産食品の認証制度を積極的に推進し、消費者に信頼される安全・安心な食品の生産及び供給の拡大を図るものとする。

(供給の禁止)

第18条 生産者・事業者は、生産し、又は採取した農林水産物が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該農林水産物を出荷し、又は販売してはならない。

(1) 農薬取締法(昭和23年法律第82号)第11条の規定により使用を禁止された農薬が使用された農林水産物である場合

(2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の3の規定により使用を禁止された医薬品又は再生医療等製品が使用された農林水産物である場合

(危害情報の申出)

第19条 食の安全・安心の確保が損なわれる事態が発生したと認められる情報又はそのおそれがあると認められる情報を得た者は、知事に対し、適切な対応をするよう申出をすることができる。

2 知事は、前項の申出の内容に相当な理由があると認めるときは、食の安全・安心の確保に関する関係法令又はこの条例に基づき速やかに調査を行い、必要な措置を講ずるものとする。

(立入調査等)

第20条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、生産者・事業者若しくは生産者・事業者により構成される団体その他の関係者から報告を求め、又はその職員に、それらのものの事業所、事務所その他の事業に係る施設若しくは場所に立ち入り、食品、帳簿書類その他の物件を調査させ、又は試験若しくは検査を行うため必要な限度において、これらの物件の提出を求めさせることができる。

2 前項の規定に基づき立入調査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定に基づく権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告及び公表)

第21条 知事は、前条第1項の規定に基づく立入調査等の結果、食の安全・安心の確保への悪影響を未然に防止するため必要があると認めるときは、他の法令に基づき措置を講ずる場合を除き、生産者・事業者又は生産者・事業者により構成される団体その他の関係者に対し、当該食品の出荷又は販売の停止その他の必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 知事は、前項の規定に基づく勧告を受けたものが当該勧告に正当な理由がなく従わない場合は、その旨を公表することができる。

3 知事は、前項の規定に基づき公表しようとする場合は、あらかじめ当該公表の対象となるものに対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。ただし、公益上緊急を要する場合は、この限りでない。

第4節 安全・安心な食品の生産及び供給の支援

(食育の推進等)

第22条 県は、日本型食生活(米を中心に、水産物、畜産物、野菜等多様な副食から構成され、栄養バランスが優れた食生活のことをいう。)の実践の促進、地産地消(地域で生産されたものを当該地域で消費することをいう。)の推進等を通じて、食育(食に関する知識及び食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることをいう。次項において同じ。)の推進並びに消費者に信頼される安全・安心な食品の生産及び供給の拡大を図るものとする。

2 県は、食育の推進に当たっては、特に子どもが、健全な食習慣を身につけるとともに、伝統のある優れた食文化を継承することができるよう、地域の特色を生かした学校給食の実施をはじめとして、家庭、学校、保育所、地域等が行う取組を促進するものとする。

(農林水産業の支援)

第23条 県は、食の安全・安心が確保された農林水産業を推進するため、生産基盤の整備、技術開発及びその成果の普及啓発をはじめとして、生産から販売に至る一連の行程について支援措置を講ずるものとする。

第5節 相互理解、連携及び協働の推進

(情報及び意見の交換の促進)

第24条 県は、食の安全・安心の確保に関し、県民と生産者・事業者が相互に理解を深め、信頼関係を構築することを目的として、情報及び意見の交換を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

(国等との連携等)

第25条 県は、食の安全・安心を確保するため、国及び他の地方公共団体と連携して、施策を推進するものとする。

2 県は、食の安全・安心を確保するため、必要に応じ、国及び他の地方公共団体に対し意見を述べ、又は必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(関係者との協働)

第26条 県は、食の安全・安心を確保するため、消費者及び生産者・事業者並びにこれらの者により構成される団体と協働して、施策を推進するものとする。

第3章 高知県食の安全・安心推進審議会

(設置等)

第27条 県における食の安全・安心の確保に関する施策について調査審議するため、知事の附属機関として、高知県食の安全・安心推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 推進計画に関すること。
- (2) 食の安全・安心の確保に関する関係者の相互理解、連携及び協働に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、食の安全・安心の確保に関する基本的事項

3 審議会は、前項各号に掲げる事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(組織等)

第28条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 消費者
- (2) 生産者・事業者
- (3) 学識経験者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、知事が適当であると認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができる。

6 特別委員は、当該特別の事項に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

7 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第29条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第30条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長が当たる。

3 会議は、委員及び議事に関係のある特別委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

4 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第31条 審議会は、所掌事項の審議に際し、必要があると認めるときは、県民、生産者・事業者その他の関係者から意見又は説明を聴くことができる。

(会長への委任)

第32条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第4章 雑則

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。ただし、第20条及び第21条の規定は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第30条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、知事が招集する。

附 則(平成26年10月21日条例第73号)

この条例は、平成26年11月25日から施行する。

相談窓口

食品の一般相談窓口

機 関	住 所	電話番号
安芸福祉保健所	安芸市矢ノ丸 1-4-36 安芸総合庁舎	0887-34-3173
中央東福祉保健所	香美市土佐山田町山田 1128-1	0887-53-3190
中央西福祉保健所	高岡郡佐川町甲 1243-4	0889-22-2588
須崎福祉保健所	須崎市東古市町 6-26 須崎第二総合庁舎	0889-42-1999
幡多福祉保健所	四万十市中村山手通 19 幡多総合庁舎	0880-34-5119
高知市保健所	高知市丸ノ内 1-7-45 総合あんしんセンター	088-822-0588
高知県 消費生活センター	高知市旭町 3 丁目 115 こうち男女共同参画センター「ソーレ」	088-824-0999
高知県食品・衛生課	高知市丸ノ内 1-2-20 高知県庁	088-823-9672

食の安全・安心に関する関係各課

部 課 名		電話番号
高知県	健康政策部 健康長寿政策課	088-823-9675
	〃 医事業務課	088-823-9682
	〃 食品・衛生課	088-823-9672
	文化生活スポーツ部 県民生活・男女共同参画課	088-823-9653
	産業振興推進部 地産地消・外商課	088-823-9704
	中山間振興・交通部 鳥獣対策課	088-823-9042
	商工労働部 工業振興課	088-823-〇〇
	農業振興部 農業政策課	088-821-4510
	〃 環境農業推進課	088-821-4861
	〃 産地・流通支援課	088-821-4806
	〃 地域農業推進課	088-821-4541 088-821-4537
	〃 畜産振興課	088-821-4553
	林業振興・環境部 木材産業振興課	088-821-4591
	水産振興部 水産政策課	088-821-〇〇
	〃 漁業振興課	088-821-4829
	〃 水産流通課	088-821-4557
	教育委員会事務局 幼保支援課	088-821-4882
〃 保健体育課	088-821-4928	
高知市	生活食品課	088-822-0588

第3次高知県食の安全・安心推進計画
平成29年 月策定

発行 高知県
お問合せ先

高知県健康政策部 食品・衛生課
〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1-2-20
電話 (088)823-9672 (直通)